



# 建産連ニュース

第41号

社団  
法人 埼玉県建設産業団体連合会

## 目 次

◆卷頭言.....	1
◆平成2年度国の施策並びに予算編成に対する重点要望(埼玉県).....	2
◆元請・下請関係改善研究会報告のあらまし.....	4
◆ダム周辺環境整備事業について.....	10
◆「21世紀を展望した街づくり」(その25・狭山市).....	12
"  (その26・羽生市).....	14
◆事業報告 (1) 平成元年度通常総会 .....	16
◆会員団体平成元年度事業計画.....	18
◆会員人事往来 春の叙勲・褒章.....	25
◆理事会・委員会報告.....	26
◆告知板	
(1) 平成元年度適用三省協定労務費調査結果 .....	28
(2) 平成元年度・公共事業等施行計画(埼玉県) .....	29
(3) 平成元年度・市町村普通会計当初予算の概況 .....	30
◆建産連だより	
(1) 会員団体の動静 .....	31
◆全国建産連だより.....	35
◆連合会日誌.....	37
(物価調査会案内広告).....	(27)

## 建設連の なすべき課題 THESES

人の生活に住宅は必要不可欠ですが、現代社会の生活は居住のための建物に止まらず、学校やオフィスも、あるいは工場、倉庫、病院のような建物もなくてはならないものです。

これらの建物はいまでもなく建設産業が造り出すものですが、その利用目的に従って内外に施される様々な付随設備の整備も例外ではありません。

また、建物の敷地となる土地の流通や造成も当然のことですが、公共施設と呼ばれる道路や堤防、あるいは橋梁、ダム、公園、上・下水道といったものまで、その築造の基礎となる調査、測量、設計等を含め、すべて建設産業の所産以外の何ものでもありません。

このように、人の生活や社会活動は建設産業とのかかわりなしには全くあり得ず、また建設産業は個人の住環境整備から広く社会資本の整備に至るまで、計り知れないほどの重要な役割を担っています。

しかし、これほど重要な役割を担い、かつ果している建設産業でありながら、県内業界の企業規模はいずれも小規模で、経営は絶えず不安にさらされているのみか社会的評価や発言力は依然として低く、しかもこの産業に携わる就業者の労働条件も決して恵まれていないのが現実の姿です。

建産連は、このような現状を打破し、魅力と活力のある建設産業を築いて社会的評価を高め、よりよく社会に貢献することを目的に県内建設関連団体を結集した組織です。

一つひとつの団体の力だけでは弱くとも、連合組織の力を結集すればその力の強さは飛躍的に増大するはずです。

私たち建産連は、団体相互の連携、協調を一層高め、社会的使命を深く自覚しながら大胆かつ勇気をもって、企業構造の改善や近代化に挑戦し、建設産業の明るい展望を開くよう努力します。

## 建産連の SLOGAN 活動指標

一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。

一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

## 世相に想う

鈴木 武信

「史上最高の経常利益」「平均株価最高値を記録」等の文字が、連日のように紙面にあるいはテレビ画面に躍っている。しかし、これらのことと実感として捉えているのは極く一部の人々で、大多数は自分の周辺を見渡すとき、他の国の現象の如く思っているのではないか。なぜならば住宅、下水道、自然環境等社会資本の整備遅れは、とても世界一の債権国とは思えないからである。

「銭・銭・銭」と踊らされ本来業務の収益よりも、一億総財テクで資金運用益の多いのが自慢の世の中。

一方、若年層においては、定職に就かずに手軽に収入が得られるフリーアルバイトなる用語がマスコミで喧伝され、これらの職業？が増加傾向にあることは由々しいことである。確かに、生活の価値感が従前と大きく様変りしてきたことは否めないが、このよう

な世相は如何なものであろう。もちろんこれらのこととは、個々人の自由であって、周囲がとやかく云う筋合いのものではないが、隔世の感がある。

幸い現在景気は、持続的な安定基調となっているものの、国民生活に直結する国家財政は、依然として国債依存型であって、経済政策の先行は不透明であり、国際情勢と相俟って何時転換を余儀なくされるかわからない厳しい状況下にあるにも拘わらず、相も変わぬ金とエゴ絡みのスキャンダル続出の今日にあって、氾濫する情報の選択肢を誤らず、自分の力で自分の向上、発展を遂げるべく努力を重ねようと思う昨今である。

(筆者は、東日本建設業保証㈱埼玉営業所長)

## 重点67項目を選定

### 平成2年度国の施策並びに予算編成に対する要望

——埼玉県——

県は、6月5日に平成2年度国の施策並びに予算編成に対し、県の立場において行財政に係るものから施策遂行に要する予算措置等の要望を67項目にまとめ、関係省庁ごとに配慮を要請した。

要望内容は、大別して総括的要望と省庁別要望からなり、全体で67項目、そのうち新規要望として掲げたものは13項目である。

総括的要望の対象は、主に自治省、大蔵省で、地方自治の合理化、強化を図るため、①行政事務権限の再配分のための措置②地方財源の充実的確保を図るために、税制及び税の配分の見直しを強く求めているほか、国庫補助負担金の改善、直轄事業負担金の廃止をも求めており、青少年健全育成対策の強化をも要望している。

省庁別要望事項は、本県の立場を鮮明にし、急激な都市化の進展や質の高い生活環境整備に対する要求の増大に伴う、まちづくり、交通網、福祉、医療、教育等県民の生活領域全般にわたっている。殊に本県が首都機能を分担する位置にあることから、21世紀に向けて新しい埼玉の基礎づくりを進めて行くために、第6次中期計画に盛り込んだ施策展開を要望の中に折り込んでいる。

以下、関係項目に絞ってみた。

▷公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限の延長（環境庁）

平成2年度末で失効する同法律を10年延長し、公害防止対策が円滑に推進できるよう配慮を求めた。

▷緑地保全対策について（環境庁、大蔵省、自治省）

地方公共団体が緑を保全する目的で用地取得する場合は、公共事業として起債対象とすること。さらに、地権者の譲渡所得に対しては、特別控除制度を適用すること。

▷過疎地域の振興策の強化、拡充（国土庁、大蔵省、自治省）

過疎地域の実態を考慮「過疎地域振興特別措置法」の平成2年3月の期限切れを控え、引き続き同法の延伸されること。

▷南関東地域を震災防災対策緊急推進地域に指定すること（国土庁）

大規模地震対策特別措置法を改正し、南関東地域を同法施行地域に加える。

▷農業基盤整備事業の推進（農水省）

昭和61年度から国の直轄調査で実施している利根中央地区を、平成2年度に着工（全体実施設計）すること。

▷地域航空システムの推進（運輸省、通産省）

コミューター空港を空港整備法に位置づけるとともに、コミューター空港及びヘリポートの建設を促進するため、国の助成制度の拡充。

▷秩父リゾート地域整備の推進（建設省、国土庁、運輸省他）

関連公共事業費の大幅確保を図るとともに、強力な支援策について特段の配慮を。

▷住宅、宅地関連公共施設整備促進事業の拡充（建設省）

予算枠の大幅増額。また、事業対象となる団地規模要件の引き上げ。

▷地域創生総合都市開発事業の推進（建設省）

越谷地区及び富士見地区を地域創生総合都市開発事業（レイクタウン構想）新機能集積型都市開発地区の調査地区として新規採択すること。

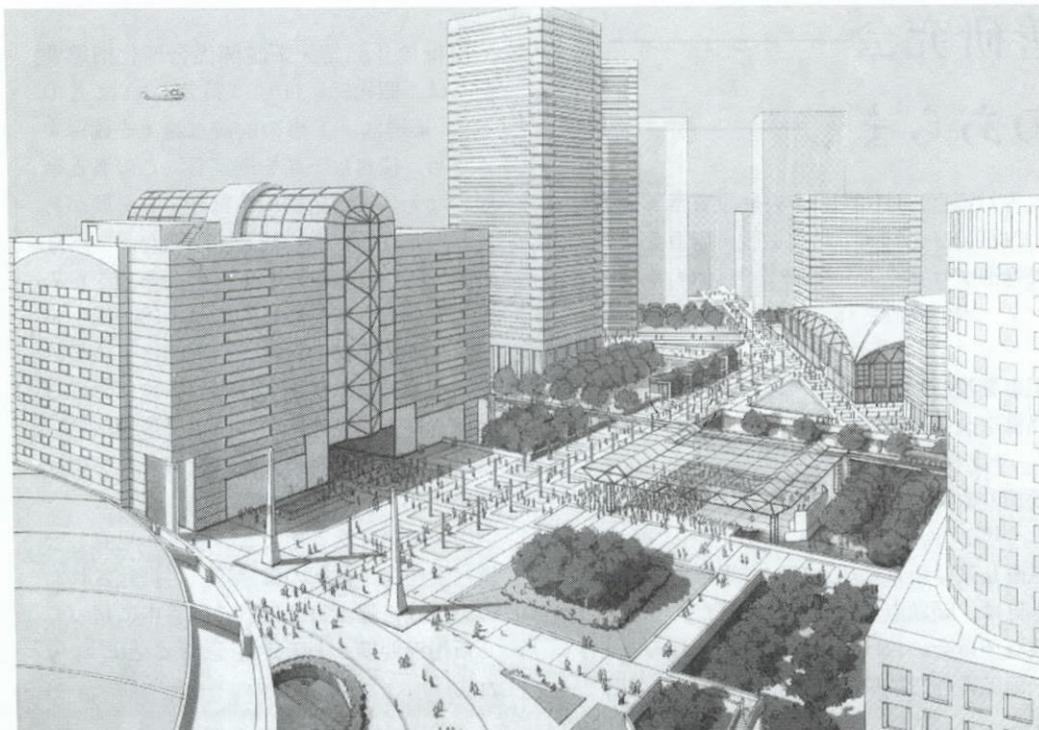
▷さいたま新都心の整備促進（建設省）

事業の本格化へ向け、予算の重点配分。

▷街路事業費の増額（建設省）

事業費予算の増額及び東武伊勢崎線立体交差事業費の特別枠の設定。

▷地区画整理事業の促進（建設省）



調整池に対する補助制度の創設、補助基本額の増額。

▷都市公園の整備促進（建設省）

整備水準を引き上げるため予算の増額、防災公園の整備に係る防災緑地緊急整備事業の推進など。

▷下水道事業の促進（建設省、自治省）

人口急増県に対する予算の増額、公共下水道等の補助対象枠の拡大。第2種流域下水道に対

する補助率等を、第1種同事業と同様にすること。

▷河川事業の促進（建設省）

第7次治水事業5箇年計画の積極的な推進。総合治水特定河川の指定河川（新河岸川、中川・綾瀬川流域の各河川）の改修の促進。

多目的遊水事業の促進。利根川、江戸川、荒川における直轄特定高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進。

▷荒川を活用した水上交通の確立（建設省、運輸省）

マリーナなど船舶保留施設の整備拡充。河川を利用する水運事業の振興など水上交通システム整備についての対策。

▷道路整備の促進（建設省）

第10次道路整備5カ年計画の完全実施。国、県道バイパス整備の促進。未改良区間及び幹線市町村道路の早期整備。東西幹線道路網の整備促進。県南地域の交通渋滞の解消を図るため、浦和、大宮都市圏渋滞対策緊急実行計画の完全実施。

▷自動車専用道路網の強化（建設省、日本道路公団、首都高速道路公団）

東京がいかく環状道路、首都圏中央連絡自動車道等の整備及び計画の促進。高速大宮線、新大宮上尾道路、東埼玉道路の早期整備。関越自動車道から首都高速道路への接続の早期実現。

▷公営住宅建設の促進（建設省、自治省）

建設事業に係る所要経費の確保。主体、付帯工事費の引き上げ。公営住宅等家賃対策補助の現行規準額とは別に、建替の場合の基準額を定めること。

▷交通安全対策の促進（建設省、警察庁）

第4次特定交通安全施設等整備事業5カ年計画の完成達成に向け、予算措置に努力すること。

# 元請・下請関係改善研究会

## 報告のあらまし

元請・下請関係改善研究会（座長・内田俊一建設省構造改善対策官）は、先の中央建設業審議会第3次答申で提言されている元請・下請関係合理化指導要綱の改訂及び元請・下請構造改善協議会（仮称）の設置について、平成元年度を初年度とする「構造改善推進プログラム」に基づく具体的検討に資するため、昨年の11月、（財）建設業振興基金構造改善センター内に設置され、種々の観点から事前検討が行われてきた。

同研究会を構成するメンバー（委員）は、建設省、総合工事業及び転体・仕上・設備の専門工事業の代表者、実務担当者等の18名、座長は、建設省建設経済局構造改善対策官の内田俊一氏がつとめた。

検討事項は、①新指導要綱（元請・下請関係合理化指導要綱の改訂）②下請台帳の整備③元請・下請構造改善協議会（仮称）の設置——である。検討結果は、今年の3月報告書としてまとめられた。報告書の内容は、狙いが指導要綱の改訂ということから、見直し又は新たに加うるべき事項を項目にあげ、検討内容を視点として列記、さらに席上指摘された意見は、問題点として併記された。

この報告書は、新たに発足する予定の建設省の指導要綱改訂委員会における検討に反映されることになっている。発表されたものは視点ごとの項目とはいえ、箇条書きで抽象的な嫌いはあるが、以下連記して参考に供することにした。（W）

### 検討事項

- (1) 元請・下請関係合理化指導要綱の改訂  
要綱の位置づけ、名称等のほか、必要な改訂項目、その項目ごとの具体的指導方策、要綱の周知、実効性の確保のための方策等について。
- (2) 下請台帳等の整備  
下請台帳等の整備は、元請・下請関係合理化指導要綱の一部をなす事項であるが、

中建審第3次答申でも具体的に提言されている事項であるので、単独の議題としてとりあげ、作成システム、様式、記入内容等について検討した。

- (3) 元請・下請構造改善協議会（仮称）の設置  
当面設置すべき単位、メンバー、運営体制、協議項目、協議方法等について検討。

現行の「元請・下請関係合理化指導要綱」は、昭和53年11月に策定されたもので、「元請は、工事の的確な施工を確保するため、優良な下請を選定し、この者と合理的な元請・下請関係を確立する必要がある」という観点から元請・下請が講ずべき措置に関する指針として必要な事項を定めたものであって、目的的には、①一括下請の禁止等②下請の選定③合理的な下請契約の締結④元請の代金支払等⑤下請における雇用管理等⑥発注者から直接工事を請負った元請の他の元請に対する指導——を掲げている。

中建審第3次答申での要綱の見直し整備（責任施工体制の確立等）が提起されたのを受け、建設省では、この答申に基づく「新指導要綱」の策定を急ぐことになった。

### 検討の結果

以下連記のとおり。



「新指導要綱」の検討の視点

改訂項目	検討の視点	問題点
1. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>中建審第三次答申の趣旨を受け、元請・下請対等な経済主体としてのパートナーシップの確立、双方が機能的に補完し合う合理的な分業関係の確立、効率的な建設生産システムの構築等を図るための所要の措置と技術と経営に優れた建設業者を目指すための目標を掲げるものであること。</li> </ul>	
性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者の自助努力のためのガイドライン及び行政側の建設業者に対する指導指針とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「元請」「下請」をどのように表現すべきか。(以下、各項目中においても同様)</li> </ul>
名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記趣旨、性格を反映したものにすること。(具体的には、I.I戦略等も含め大きな論議の動向を見ながら決めていく。)           <ul style="list-style-type: none"> <li>例) 建設業ニューパートナーシップガイドライン 建設生産システムの効率化等に関する指導指針</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術者の専任状況のチェック方法</li> </ul>
2. 適正な施工体制の確立		
(1) 技術者の専任制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場への的確な技術者の配置と専任制の徹底を図ること。 専任の主任技術者等は当該請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限ること。</li> <li>主任技術者等技術者の養成・確保を図ること。</li> <li>一括下請の禁止 一括下請の定義を明確にすること。 一括下請は発注者の承諾が得られる場合でも極力避けるものとすること。</li> <li>不必要的重層下請を排除すること。 重層下請も極力避けるものとすること。</li> <li>下請台帳等の整備 建設業法等に基づく適正な施工形態の確保等をはかるため、総元請は下請台帳等により的確に下請形態を把握するものとすること。 このため総元請の下請形態把握システムを確立するものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請価格の把握方法</li> </ul>
(2) 適正な施工形態の確保		
(3) 優良な企業の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事を下請負させる場合は、「技術と経営に優れた企業」を選定すること。</li> <li>企業評価基準の策定とそれに基づく評価及び評価結果の受発注への連動を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請台帳への下請価格の記入の取扱い</li> <li>実効性のある企業評価基準の策定は可能か。</li> </ul>
3. 新しいパートナーシップの形成		
(1) 合理的な下請契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工における企業間の請負契約の当事者は対等な立場で契約を締結するものとすること。(片務性の是正)</li> <li>工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款またはこれに準拠した</li> </ul>	

改訂項目	検討の視点	問題点
(2) 施工責任範囲の明確化	<p>下請契約による下請契約を締結するものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事の変更、追加時の契約の締結についても適切に行うものとすること。</li> <li>• 下請契約における下請の施工条件・施工責任範囲の明示及びこれに相応する工期の設定。</li> </ul> <p>下請契約に際しては、当該工事における下請施工条件に基づき下請の具体的な施工責任範囲を元請・下請双方が十分協議の上、明示すること。また、工期も十分協議して設定すること。</p> <p>変更、追加の場合も、その都度作業指示書等文書にその旨を明記し下請の施工条件・施工責任範囲を明示するものとすること。</p> <p>(下請施工責任範囲)</p> <p>作業範囲例・・・原寸検査、現場取付後検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 元請は、下請が円滑に責任施工ができるよう、適切な作業段取・連絡調整及び不測の事態等に対する発注者との折衝等を行うこと。</li> <li>• 下請価格の考え方</li> </ul> <p>下請価格は契約内容（施工責任範囲）達成の対価であるとの認識の下に価格決定を行うものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 下請価格決定の手順のあり方</li> <li>見積、協議、決定の手順によるものとすること。</li> <li>• 見積及び価格決定に際して留意すべき事項</li> <li>直接工事費、現場管理費、経費の区分をすること。</li> </ul> <p>下請諸経費の内容を例示すること。</p> <p>(法定福利費、安全経費、若年労働者確保経費、資格取得経費等)</p> <p>工事の難易度、施工条件等を価格へ反映させること。</p> <p>消費税の適正な転嫁を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 元請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行し、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下請の行う管理業務の範囲の把え方</li> </ul>
(3) 請負価格決定のルール化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下請価格決定の手順のあり方</li> <li>見積、協議、決定の手順によるものとすること。</li> <li>• 要積及び価格決定に際して留意すべき事項</li> <li>直接工事費、現場管理費、経費の区分をすること。</li> </ul> <p>下請諸経費の内容を例示すること。</p> <p>(法定福利費、安全経費、若年労働者確保経費、資格取得経費等)</p> <p>工事の難易度、施工条件等を価格へ反映させること。</p> <p>消費税の適正な転嫁を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 元請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行し、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下請の行う管理業務、工事の難易度等の価格への反映方法</li> </ul>
(4) 元請の代金支払等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。</li> <li>②注文した下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。</li> <li>③下請代金の支払は、できる限り現金払とすること。現金払と手形払を併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については、現金払にする</li> </ul>	

改訂項目	検討の視点	問題点
4. 専門工事業者の技術と経営の向上	<p>こと。</p> <p>④手形期間は、できる限り 120 日以内とすること。</p> <p>⑤前払金の支払を受けたときは、下請に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として、支払うものとすること。</p> <p>⑥下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。</p>	
(1) 企業基盤の強化、活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術と経営に優れた企業づくり（企業としての体制づくり）           <p>元請・下請を問わず、企業は自ら組織の整備、経営管理能力、施工管理能力、施工能力の向上、人材の確保等企業基盤の整備、強化を図るよう自助努力するとともに、受注の平準化努力をすること。</p> </li> </ul>	
(2) 計数に基づく経営管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術開発の促進、施工の合理化に努めるものとすること。</li> <li>• 経営計画の策定、計画に基づく経営のチェック、財務管理、原価管理等計数に基づく経営管理の強化を図るものとすること。</li> </ul>	
(3) 雇用管理・安全衛生等の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用管理・安全衛生等に関し、法令等に定められているものを遵守すべきこと。</li> </ul>	
(4) 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 労働条件の向上           <p>若年建設従事者の入職促進・定着を図るために、直用化の促進、月給制の拡大、職能給の導入、時短、休日の確保（週休 2 日制）、作業環境の整備等を図るものとすること。</p> </li> <li>• 教育訓練の充実           <p>企業内訓練、共同訓練等の教育訓練を充実するものとすること。</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 休日の確保（週休 2 日制）は、実態論として無理とする意見と、発注者の配慮を期待する肯定論と賛否両論。</li> </ul>
5. 遵守のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国、都道府県の役割           <p>当指針の遵守、実行のための方策の検討、確立、発注者へのアプローチ等を行うものとすること。</p> </li> <li>• 会員指導体制の整備           <p>事務局の強化（スタッフの拡充）及び業種別経営改善指針等に基づく指導を実施するものとすること。</p> </li> <li>• 業界団体及び団体相互間での決定事項等を遵守させるものとすること。</li> <li>• 元請の役割           <p>工事契約における元請の責務を適切に履行し、下請への押し付けを禁止し、また、下請企業への指導・協力を積極的に行うものとすること。</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• チェックシステムの策定が必要           <p>誰がどのようにチェックし、どう評価するか。</p> </li> </ul>

改訂項目	検討の視点	問題点
(4) 発注者等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請指導体制の整備 指導担当部署の設置、スタッフの確保を図るものとすること。 下請指導においては、下請企業評価結果も活用するものとすること。</li> <li>・元請企業グループにおける元請・下請協議の場を設置するものとすること。</li> <li>・建設業の構造改善を図るために、発注者、設計者の意向が重要なかかわりを持っているので、発注に際しての十分な配慮を求めるものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2次以降の下請の指導は可能か。</li> </ul>

### 「下請台帳等の整備」の検討の視点

項目	検討の視点	問題点
1. 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総元請に的確に下請施工形態を把握させることにより、建設業法等に基づく適正な施工形態の確保等をはかる。 具体的には、次のようなことが考えられる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法的確な履行               <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 技術者の専任制のチェック推進</li> <li>(ロ) 一括下請の禁止、不必要的重層下請の排除</li> </ul> </li> <li>・発注者に対する元請責任の適切な履行               <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 不良・不適格業者の排除</li> <li>(ロ) 下請管理・指導的確な推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱の中にどこまで盛り込むのか。 様式等</li> </ul>
2. 仕組		
3. 下請台帳等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総元請は下請の施工形態を的確に把握するため、下請が再下請負させる場合（数次の下請の場合、それぞれの段階における再下請負させる業者を含む）下請台帳等により事前に再下請負届出書を順次上位請負者を経由して総元請へ提出し、かつ施工体系図を現場に掲示するシステムを確立する。</li> <li>・下請台帳等の内容としては、1次下請については1次下請台帳、2次下請以降については再下請負届出書をもって下請台帳とし、見出しに施工体系図をつける。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 施工体系図・・・・・総元請作成</li> <li>(ロ) 1次下請台帳・・・・・総元請作成</li> <li>(ハ) 再下請負届出書・・・工事を再下請負させる業者作成 (数次の下請の場合、それぞれの段階での再下請負させる業者を含む)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者への報告あるいは届出をどうするのか。</li> <li>・事務量が増大しないか。</li> <li>・様式については、OA化との関連を考慮すべきではないか。</li> </ul>
(1) 種類、作成者		
(2) 施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総元請は、下請台帳の一部として、1次下請台帳及び再下請負届出書に基づき、工事別、業者別に系列下請すべてについて会社名、技術者等を記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部への掲示は工事別（職別）列記方式でどうか。</li> <li>・外部表示については、業法第40条、同法施行規則第</li> </ul>

項目	検討の視点	問題点
(3) 1次下請台帳	した施工体系図を作成する。 また、施工体系図は現場にも外部へ掲示する。(現場掲示用は別途形式を検討する必要がある。)	25条との調整が必要。
(4) 再下請負届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>総元請は1次下請業者の概要について、1次下請台帳を作成する。 記載内容は前項3参照。但し、契約金額については、再下請負届出書も含め、技術者専任制の確保の見地から記入方法について検討すべきである。</li> <li>工事を再下請負させる業者は、事前に再下請負届出書を作成し、上位請負者を順次経由して、総元請へ提出する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>再下請負業者の範囲 再下請負業者はすべて対象とする。</li> <li>記載内容</li> <li>届出先・・・総元請の作業所長</li> <li>保管・・・(正).....総元請 (写).....再下請負させる業者及び上位請負者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、すべての下請工事を対象とする。(含再下請負工事) 但し当面は一定の工事に限定する。 (一定の工事の例) <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 一定の請負金額以上の工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>総元請の請負金額 ○○万円以上</li> <li>1次下請の請負金額 ○○万円以上</li> </ul> </li> <li>(ロ) 官・民で区別 <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事はすべて</li> <li>民間工事は一定の工事</li> </ul> </li> <li>(ハ) 一定の作業期間以上の下請工事 ○○日間以上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次下請に作成させるか。</li> <li>1次下請台帳と再下請負届出書で記載内容を変えるべきか。</li> <li>届出書は、上位請負者すべてを経由する必要があるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>直近上位請負者から総元請へ、直接総元請へ等</li> </ul> </li> <li>労務提供型等対象業者について、更に検討する必要がある。</li> <li>契約書を添付させられるか。</li> </ul>
4. 対象工事		

#### 元請・下請構造改善協議会（仮称）の設置について

元請・下請関係合理化指導要綱に沿って、総合工事業、専門工事業の合理的な分業関係からなる効率的な建設生産システムの構築を具体的

に進めるための組織として、業界団体を中心となって、諸問題について自主的に話し合い、基準・ルールづくり等を行う場として元請・下請構造改善協議会（仮称）を設置するもので、業界団体の自主的協議機関として目的遂行まで、期限を決めずに運営してゆくとするものである。

この協議会は、中央及び地方に設けることとし、当面、中央に全国規模の業界団体の参加により設置し、その後「建産連」が中心となって、条件の整った地域から地方協議会を設置していく方針が打ち出されている。

以下の詳細（メンバー、運営方法等）省略。

# 新しい発想で生れた ダム周辺環境整備事業

## 水源地域空間をレクリエーションエリアに

建設省は、自然環境に恵まれたダム湖周辺を人々により親しめる水と緑の場として整備し有効活用を図るために「ダム周辺環境整備事業」を推進することにしている。県は全国に先駆けそのモデルケースとして県営有間ダムにこの事業を導入、今秋をメドに具体案の作成に着手した。水源地対策としてそのなり行きが注目される。

建設省が推進する「ダム周辺環境整備事業」は、ダムや貯水池周辺の恵まれた自然環境と、人工的に生れた緑地と水辺のオープンスペースと調和を図りながら、公園やグランドなどのレクリエーション施設を整備し、人々に親しまれる水と緑のダム周辺環境を提供することを目的とする事業で、都県境「狭山湖」は一つの典型である。

また、同省は、ダム建設によって生じたダム湖に「副ダム」(凸版図参照)を構築することによって、「水と緑とコミュニティ」をキャッチフレーズにした「レクリエーション湖面整備ダム事業」の構想をも打ち出している。この事業は上述したダム周辺環境整備事業と基本的には同一の発想によるものであるが、この事業にはダム管理の考えをも入れて次の3つの特性をあげている。

### 1. ダム湖の親水性の向上

副ダムを構築することによって、常に水位一

定の湖面が確保され、より一層の親水機能を高め、四季を通じて人々が親しめるレクリエーション空間が提供される。

### 2. 水源地域の活性化

副ダムの構築によって親水機能が高まり、民間活力によるリゾート開発も容易になり、雇用の確保にもつながり、水源地域の活性化に寄与することになる。

### 3. ダム管理の適正化

副ダムを構築することによって、本ダムの堆砂を軽減し、貯水池機能の維持が図られる。また、副ダムから本ダム貯水池への落水、曝気にによる水質の富栄養化防止及び流水汚濁物の沈殿除去による水質浄化など、ダム管理の適正化に寄与する。

この2つの事業は、ダム周辺の形状、地形により選択されるものであるが、こうした構想のおこりは、もとをただせばダム建設には広範囲の水没という地元に大きな犠牲を強いて完成さ



れたものであって、これらの犠牲に対する“見返り”として水源地域の活性化を図るものであるとともに、ダム事業のPRもかねたいわば一石二鳥の効果を発揮する事業であるといえる。

### モデルケースとして有間ダムに導入

県がこの事業の導入を決めた有間ダムは、入間郡名栗村上名栗地内を流れる有間川を堰止め、昭和60年の11月に完成した初の県営のダムである。この規模は、堤高83.5m、堤頂の幅10m、底部の幅450mのロックフィルダムで、総貯水量は760万m<sup>3</sup>である。

県は、平成元年度当初予算に730万円を計上してダム周辺環境整備のための基本構想の策定、調査測量などを行い、来年度には実施設計から一部事業に着手する考えである。

具体案づくりは、今秋をメドに土木部ダム砂防課が担当。実施プランづくりには、地元代表や学識経験者などで構成する協議会を設けて検討することになるが、ダム周辺に遊歩道、多目的広場、釣り場、キャンプ場などの施設が構想にのぼっている。

ダム周辺整備事業  
イメージ図



# 調和のとれたまち「緑と健康で豊かな文化都市」をめざして

狹山市長 大野松茂



狹山市は、入間道の昔から入間川と武蔵野の大自然に育くまれたまちです。池袋・新宿へ西武鉄道で50分、首都40キロ圏という恵まれた地の利から35年前の市制施行時3万1千人の人口は今日では人口15万5千の首都圏の中堅都市へと成長を続けています。

狹山といえば広く狹山茶が連想されますが茶の生産量は入間市、所沢市に続き3番目、開発の波の中にあっても茶の栽培面積は減少することなく10年来、同規模を保持しています。

また一方、工業部門では工場誘致策や2カ所の工業団地の造成により優良企業が進出した結果、工業製品出荷額ではここ数年埼玉県下第一位を占め、昭和62年度統計では、1兆2千42億円となっています。

このように当市は、自然と産業と市民生活の調和がとれたまちづくりを進めてきましたが、更に21世紀に向けて「緑と健康で豊かな文化都市」の実現をきして、第2次狹山市総合振興計画に基づいて各種施策を展開しております。

今、当市にとって都市基盤整備が最重要課題であります。展開中の主な事業はつきのとおりです。

## ○ 下水道の整備

快適な生活に不可欠であると同時に、市内を流れる一級河川入間川と不老川の清流を取り戻

す下水道の整備は、荒川右岸流域下水道に参加市内全域49・65kmを計画区域として、昭和50年度から市街化区域を優先に工事に着手し、普及率は40.3%（人口比）となっています。平成9年度には市街化区域（約1,400ha、3万5千世帯）を終了し、続いて市街化調整区域の工事に入る予定です。

## ○ 公園・緑地の整備

都市公園は総合公園1、近隣公園2、児童公



文化都市を目指す

狹山市域の鳥瞰

園11カ所。他に河川敷公園13カ所があります。総合公園の智光山公園は面積約53・8ha、県下市町村営の公園では最大規模を誇っています。武蔵野の雑木林を生かしつつ、総合体育館、研修・宿泊施設、テニスコート、菖蒲園、わんぱく広場、自然生態観察園、都市緑化植物園、キャンプ場等を配置、本年5月こども動物園の全面オープンにより当初の計画をほぼ達成しました。今後は市の南部地域に公園を整備し、市民の利便を図っていく計画です。

## ○市の顔づくり

昭和40年代から始まった人口急増は、郊外地の開発を促進し、市街地の分散をもたらしました。このため市行政は学校建設におわれ、市街地整備まで手が届かなかったのが実状であり、現在狭山市駅と入曽駅周辺の整備が急がれています。

市では都市再開発方針を昭和62年度に策定し狭山市駅西口周辺を市の顔とした中心市街地に入曽駅東口周辺を市の玄関口として整備する計画を推進、現在、基本計画策定とともに市民のまちづくり推進組織による懇談会、研究会を開催、関係者の理解を得て早期に事業化し、まちの活性化を図っていく計画です。

また、狭山市駅東口は広場は完成しているものの、隣接地域は未成備であるので、土地区画整理事業(16ha)による良好な市街地づくりを予定しています。

他の面積整備については、上広瀬土地区画整

理事業(41ha)が事業決定をしています。この地区は、高規格線道路である首都圏中央連絡自動車道路の狭山インター(仮称)の近くに位置しているのでハイテク産業の誘致と職住近接の土地利用を計画、完了は圏央道が中央自動車道と関越自動車道まで供用開始される平成7年度を予定しています。

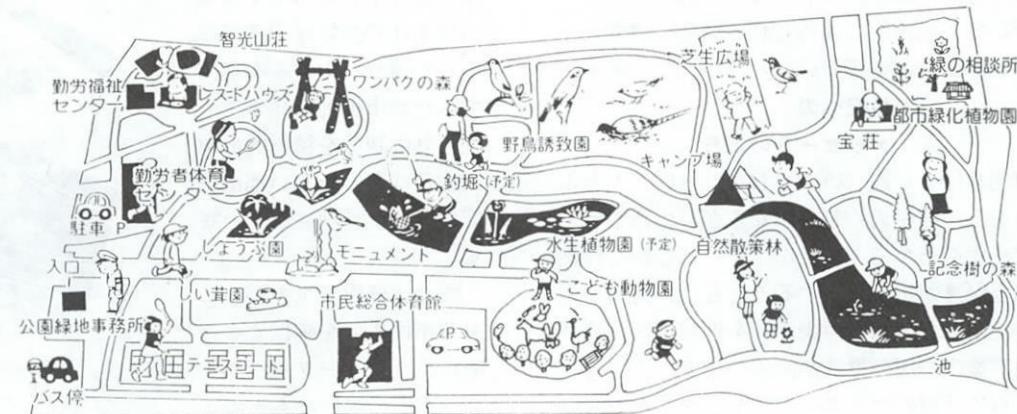
以上のはかにも、道路整備、ゴミ処理施設等解決を急がなければならない課題が山積しておりますが、財政の均衡を図りつつ、重点事業から実施しているところです。

私としては、それらを確実に逐行していくことによって、迎える21世紀がより調和のとれた活力ある時代になると考えております。



イラストマップ(狭山市営智光山公園)説明

市民の憩いの場として武蔵野の自然林をたくさん生かし、軽スポーツ、レクリエーション等盛り沢山の施設を配した県下有数の市営公園



## 気高く、楽しく、 躍動のまちをめざして

羽生市長 三木 兼吉



いま羽生市が取り組んでいる重要プロジェクトは、東北道羽生インターチェンジの建設、羽生小松工業団地の整備、羽生駅周辺開発計画の具体化、羽生の里づくりなど、21世紀をめざした新しいまちづくりです。

この背景には、平成元年を初年度とし、平成12年を目指とする「羽生21世紀計画」、すなわち、そのキヤッチフレーズ“気高く、楽しく、躍動のまち”を実現するための総合振興計画がこの4月からスタートしたことがあります。

そこで、具体的に進められる計画の概要と主要プロジェクトを紹介いたしたいと思います。

### 21世紀への

#### メッセージのまち

自然をはぐくみ、いくつしむことは、人とふるさとの絆を太くし心の安らぎを広めるうえで欠かすことができません。そこで豊かな自然の保全保護対策を確立するとともに、河川や水路、池沼などの水質汚染汚濁を抑制するため下水道事業の一層の推進が図られます。

さらに「緑のマスタープラン」や「水と緑の総合計画」をもとにして、水生生物、植物の生

息条件の確保を第一に考えながら、水辺空間のネットワークづくりを進めるとともに、地区や集落、街かどや町並みの状況にあわせたテーマやシンボルなどを定め、緑化と花いっぱい運動をすすめます。

### 手づくり文化と 市民外交を広げるまち

市街地整備では、羽生の顔としての羽生駅を中心とする既存市街地の産業環境の高次化や良好な居住環境、そして優れた町並みを創出するため市街地開発事業や地区計画制度を積極的に導入するなど、新しい都市機能の開拓が計画されています。

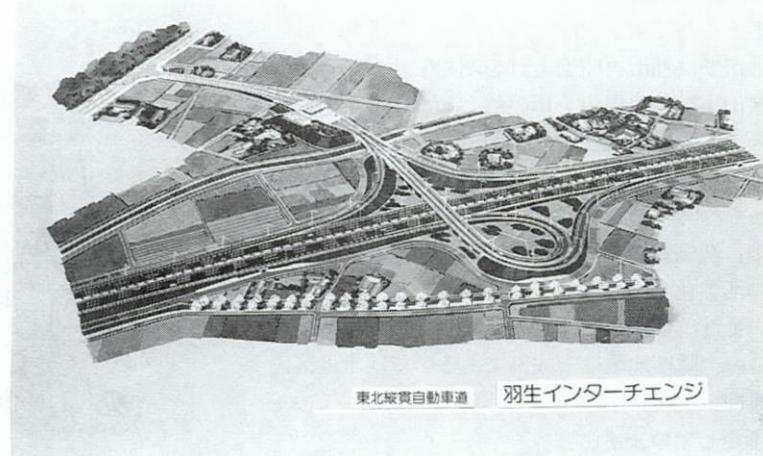
また、健康で生きがいのある市民生活を確保するために、「マザーダックス・プラン」の愛称のもとにミニドックシステムなど保健

医療や福祉が一体となった健康づくりがすすめられ、「ひょっ子プラン」のもとでは児童福祉計画が、また「かるがるプラン」のもとでは母子、父子福祉計画、さらに「カナリアップラン」のもとでは障害者福祉計画が展開されます。

次に市民のアイデンティを高めるため、特に国際化、情報化に貢献できる人間育成のためのプログラムの充実と中学、高校、大学の各種講座を市民に開放するなどエイジレス時代に向けての対応も検討されます。

誰もが夢とロマンを  
実現できる21世紀文化のメッカ  
めざして

農業振興策では、経営規模の拡大に努めるとともに、適正な生産組合の形成や経営の多角化



東北縦貫自動車道 羽生インターチェンジ

高次化を図り、特に営農ゾーンとして優れている東部、西部地域を「羽生の里」、「新郷の里」として、地域ぐるみでオアシス産業の拠点とする計画もあります。

また工業面では「テクノグリーン構想」によるデザインコンベンションセンター構想の推進をはじめ、人材育成機関の誘致を図り、既存産業の高付加価値化に努めるとともに、羽生小松工業団地、大沼工業団地、北荻島消費流通基地を先端技術研究開発基地として整備し、地場産業との融和を進めていく計画です。

商業振興については、商業活性化計画を積極的に推進するとともに、街路の拡幅、ショッピングモール、駐車場などの整備を進めていきます。

つぎに観光振興策として、まちぐるみで「ふるさとサービス」が提供できるようなまちづくり計画を進めるとともに、ふるさと歩道や散策路など、既存の資源の活用を進めながら、ハーフリゾート地の形成を図ります。

#### 構想の柱となる

#### 八つのプロジェクト

##### ① 道路ネットワーク計画

市を南北に走る東北自動車道と国道122号、それに東西方向に走る125号バイパスに広域交通処理機能を持たせるとともに、南部幹線、北部幹線で市街地の骨格を形成し、南部幹線にはインター出入交通機能、北部幹線には観光開発軸としての機能をもたせ、交通の分担を図る計画です。

##### ② 中心市街地の整備事業の推進

駅周辺に再開発事業や土地区画整理事業などを積極的に導入し、駅東地区においては駅前広場の整備、シンボルロードの整備などが、駅西地区では新都市機能施設や岩瀬土地区画整理事業などがあげられます。

##### ③ 南部幹線沿線ゾーンの整備

羽生インターから国道125号にいたる南部幹線沿いを先端技術研究開発基地、文化の拠点地域、高水準の居住地域として整備していく計画です。

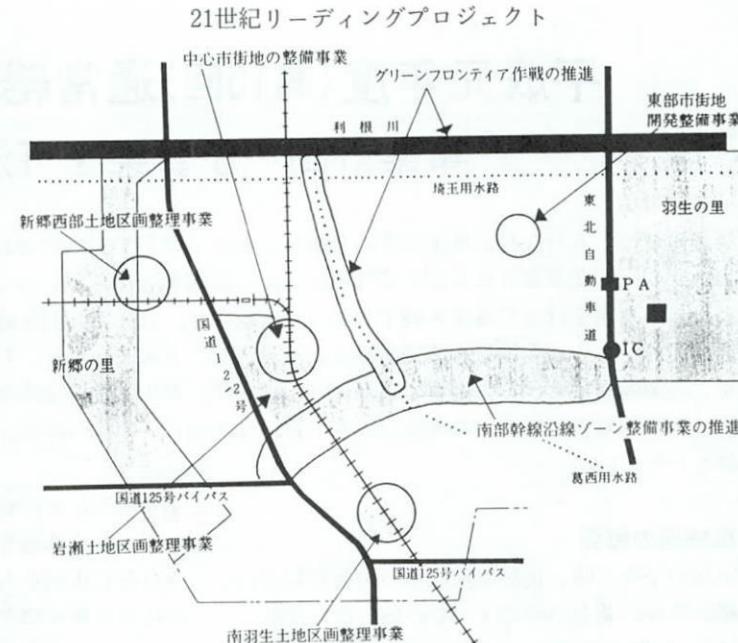
##### ④ 羽生の里と新郷の里の推進

市の東部と西部をリゾート地としてオアシス産業基地とするもので、国際淡水魚水族館、工芸の杜、体験農場、利根川河川敷スポーツレクリエーションゾーン、野外体験学習機能を高める施設などを整備する計画です。

##### ⑤ 東部市街地開発整備事業

東部地域に土地区画整理事業を導入し、テクノグリーン構想における先端事業や研究機関、教育機関などの設置を図るもので

このほか、⑥「グリーンフロンティア作戦」では誰れもが親しめる緑化計画が、⑦「町並み



づくり運動や新しいコミュニティの形成づくり」では、モデル地区の指定などにより計画的な町並みの整備が計画され、21世紀をめざした「新しいまちづくり」が緒についたところと言えると思います。



# 平成元年度(第10回)通常総会開催

## 事業計画・予算案を可決

当建連は、6月5日、埼玉建連会館センター2階第1会議室において、平成元年度通常総会を開催、平成元年度事業計画及び予算等一連の総会議案を上程、いずれも原案をもって承認に決し、さらに役員の補選を行って議事を終了した。今次総会は、経済の好況を背景に建設需要は好調に推移してきており、さらに今後とも持続するという見通しの下に開かれた。しかしながら、問題とてなくはなく、各業種間における労働者の高齢化と相まって、若年労働者確保の問題は焦眉の問題となっている。また、建設省が推進する構造改善への対応など難しい問題が課題、元年度の事業計画の項目にも反映された。(W)

### 議事経過の概要

定刻の午後2時、長島専務理事の司会で開会、安藤副会長の開会の辞に次いで斎藤会長は挨拶に立ち、「当連合会は本年設立10年目に当たる。この間、会員団体の理解と協調により円滑な運営を果たし得た」と謝意を表し、本総会に付議する議案の審議を要請した。

次いで島村副会長を議長に選任、議事を進めた。

まず、第1号議案；昭和63年度事業報告、第2号議案；昭和63年度一般会計収支決算承認の件、第3号議案；昭和63年度建連会館及びセンター管理運営特別会計収支決算承認の件の3案件を一括上程。加藤常務理事より順次説明、収支決算については監査報告を受けた。採決の結果、各案のいずれも満場一致原案をもって承

認することに決した。

63年度事業報告では、各種委員会活動を通じ、それぞれ実績をあげてきたが、特に近年減少傾向にある新学卒者を含む若年労働者雇用対策の一環として高校進路指導担当教員との意見交換、また、講習会、研修会を通じての経営合理化対策等に積極的に対応したことが実績として評価し得る内容である。

次に、第4号；平成元年度事業計画、第5号議案；平成元年度一般会計収支予算、第6号議案；平成元年度埼玉建設労働者研修福祉センター管理運営特別会計収支予算の3案を一括上程。加藤常務理事が各案の内容説明を行い、採決の結果、同じく満場一致で原案をもって承認することに決した。

平成元年度の事業計画の内容を見ると、前段に平成元年度における公共事業予算並びに民間



設備投資の見通しでは両者とも規模及び動向においてほぼ昨年度並みに推移、概ね好調が持続するものと判断、一方、消費税転嫁の問題をはじめ、労務・資材費や金融動向から安い経営を戒めている。項目としては、調査研究事業をトップに掲げ、労働時間短縮の問題、若年技能者確保対策、都市再開発への対応等を挙げている。次いで研修事業、経営合理化事業では昨年の実績を踏襲、その他情報の収集及び提供、陳情活動等は、情勢判断の上推進する。本年度は当連合会設立10周年に当たり、記念式典の挙行と記念誌の発行が計画にのぼった。

平成元年度の一般会計予算は、合計で収支均衡の1億2,027万4千円、収入の部ではほぼ前年同額を見込んでいる。

第7号議案；役員の補欠選任については、加盟団体の一部で役員の改選が行われ、これに連

動する形で選任が行われた。

新任役員は、次のとおり、(カッコ内は前任者)——敬称略——。

理事；首藤淳(関口雅之)埼玉県建設業協会所属　監事、古郡一成(首藤淳)同上、

評議員；谷屋和孝(小林敏浩)埼玉県建築士事務所協会所属　同；岡田道雄(富田和夫)埼玉県測量設計業協会所属　同；山口勲(三鬼豊太郎)建災防埼玉県支部所属　同；中島三枝司(真下奉規)埼玉県道路舗装協会所属同；服部博人(影山喬)

——以上——

### 祝賀懇親会開く

議事終了後、同センター3階大ホールに畠知事をはじめ県幹部及び関係機関、金融機関等の代表を来賓に迎え懇親会を開いた。席上、斎藤会長は、最近の内外情勢と建産連として処すべき努力目標を述べたあと、当面建設産業各界が抱える問題として①労働力の問題、②非採算工事の問題をあげて当局の理解と適切な指導方を要請した。

祝辞に立った畠知事は、建産連の活動を評価したうえ「郷土埼玉建設の担い手として強固な基礎固めに努力して欲しい」との要望があり、統いて、望月薰雄建設省建設経済局長は、当建産連総会にメッセージを寄せ「建設省は今年度を『構造改善元年』と位置づけ、構造改善推進プログラムに基づく積極的な施策を推進することにしているが、建産連はその推進役として様々な課題に対し果敢に行動を開始することを期

待している」(同局建設業課；石川卓弥企画係長が代読)と、それぞれ激励と期待の言葉が寄せられた。



祝辞を述べる  
畠 知 事



局長メッセージ代読の  
石川企画係長

### 平成元年度通常総会における望月薰雄建設省建設経済局長挨拶

埼玉県建設産業団体連合会におかれましては、日頃より建設行政の推進に特段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、建産連活動に当たっては、全国のリーダー的存在として積極的に事業を開拓してこられ、その御努力に対しては深く敬意を表するものであります。

建設産業は、国民総生産の約2割に当たる建設投資(平成元年度約70兆円)を担い、全就業者数の約1割を抱える基幹産業であります。また、内需拡大による着実な経済発展を一層確実なものとしていくことが、国際社会における我が国の責務でもあり、国民生活と産業活動の基盤づくりを担う建設産業の役割は、今後さらに重要性を増すものと思われます。

しかしながら、現状をみると、若年労働者の確保難、元請・下請関係の不合理性、さらには中小零細企業における経営基盤の脆弱性等、産業構造や企業経営の面で様々な問題を抱えております。これらの問題を解決していくために、建設省といたしましては今年度を建設産業の「構造改善元年」と位置づけ、構造改善推進プログラムに基づく積極的な施策の推進を図っているところであります。このプログラムにおいては、①不良不適格業者の排除、②建設生産システムにおける新しいルールの確立、③生産性の向上、④若年建設従事者の確保の四つの課題を緊急に取り組むべき課題として掲げており、この3年間にそれぞれに対応する事業を重点的に実施して参る所存でありますが、この意味からも、建設業に関連した業界団体を網羅した横断的組織であり、意見交換・調整あるいは協力の場として重要な役割を果たしている埼玉県建設産業団体連合会の主体的かつ機動的な活動にますます期待を寄せる次第であります。

皆様方におかれましても、建設産業が国民の期待にこたえ、ますます魅力ある産業となりますよう、建設産業全体の発展の推進役として、その役割を十分に果たされるとともに、様々な課題に対して、より大胆に挑戦していかれることを願っております。

---

---

## 会員団体 平成元年度事業計画の概要

---

### (社)埼玉県建設業協会

近年、我が国が経済大国に成長したことに伴い、世界経済の安定的発展を果すべき役割は益々重要になっているが、貿易黒字は依然として多く、外国企業の参入及び内需拡大の要請は今年もなお、一層強まるものと思われる。

ひるがえって、内需拡大策として行なわれた公共事業の増額補正を柱とする1昨年の緊急経済対策が日本経済の転換点として、昨年の経済活性化をもたらしたことにより内需は堅調に推移しているものと思われる。

また、我が国社会资本の整備は欧米諸国に比べ著しく遅れて我が国の経済水準にふさわしい生活の質を確保するためには、まだ相当の努力が必要とされ、なお、目前の高令化社会の到来を考えるとき今こそその整備を急ぐべき時と思われる。

このような諸情勢を考えるとき、建設業界としても、常に公共事業の継続的拡大を関係機関に訴えて行く必要がある。

このため、建設工事の施工を担う我々建設業界の責務は一層重大となりこの役割を円滑に果すためには、行政機関と建設業界が一体となって推進している業界の体质改善に取り組んで行

く必要がある。

以上の諸情勢をふまえ、当協会は建設工事の拡大確保を最重点課題とし、社会资本の整備と内需拡大のため、全力を傾注し、建設業発展のため、努力するとともに、本年は下記事項を重点に事業を進めることにしている。

1. 建設工業の継続的拡大、確保対策の推進と公共工事の計画的かつ適期発注の促進。
2. OA化による建設業許可審査の厳正化ならびに中央、地方を通ずる建設業関係行政機構の拡充推進
3. 建設工事からの暴力団等の徹底排除の推進
4. 若年技能労働者確保等の建設労働対策の推進
5. 建設業近代化対策の推進

### (社)埼玉県電業協会

正直に申して私共は政界の動きよりも景気の動向に深い関心があります。

今年度の内需拡大はどの様に推移するのでしょうか。このところ円安ドル高が続いておりますが、日銀の公定歩合の上げ方によっては景気が抑制されインフレとデフレの谷間を大きく揺れかねない懸念も無しとはいいかねます。

この様な経済状況下にあって私共中小企業は真剣に景気の動向に注意を払う必要があるかと思います。

この様な視点から協会は皆さんの協力を得ながら会員のために本年度は、次の事業を重点に実施したいと考えております。

1. 会員の技術力のPRに努めます。
2. 特注資材及び労務の高騰に伴う単価の見直について関係機関に強力に働きかけます。
3. 県内業者特に会員への発注依頼について強力に働きかけます。
4. 大型物件発注は全県一区の業者指名と共同企業体の発注は会員同志への発注増加について強力に推進します。
5. 技術革新に伴う講習会を実施し会員の技術力増強に努めます。
6. 先進地の視察と会員同志の親睦に努めます。
7. 関連団体との連携協調を計り業界の発展に努めます。

### 埼玉県鉄構業協同組合

去る5月21日に栃木県鬼怒川グランドホテルに於いて第13期通常総会を開催し、下記の事業計画を可決承認した。

1. (社)全国鉄構工業連合会との連携強化
2. (社)埼玉県建設産業団体連合会との連携強化
3. 組合各事業委員会の活動計画
  - (1) 総務委員会

- 組合執行部として組合の健全事業活動を統括する役務
- イ) 組合運営、執行に関すること
  - ロ) 組合活動方針の企画、立案に関すること
  - ハ) 組合財務管理に関すること
- (2) 財務委員会
- 組合財務全般に関する役務
  - イ) 組合財務、経理の管理運営に関すること
  - ロ) 組合予算の立案、管理に関すること
  - ハ) 金融、経理、税務の研修、知識の向上普及に関すること
  - ニ) 設備の近代化を図り経営の健全化に資すること
- (3) 市場委員会
- 組合共済事業全般に関する役務
  - イ) 供給品の共同購入、斡旋を図ること
  - ロ) 団体共済保険加入を推進し、福利、厚生の向上を図ること
  - ハ) 共同受注体制の推進による紹介、斡旋を図ること
- (4) 技術委員会
- 新技術、技術者育成等に関する役務
  - イ) 認定工場のPRと協力態勢の確立を図ること
  - ロ) 檢査制度の充実を図ること
  - ハ) 技術情報の収集と提供の促進に努めること
  - ニ) 技術研修会、講習会等を開催し技術向

- 上に努めること
- ホ) 技術者育成に努め経営の安定化を図ること
- (5) 労務委員会
- 労務（労災、雇用）全般に関する役務
  - イ) 労務に関する下記講習会を開催予定する
    - a) クレーン特別教育 7月
    - b) 労務安全推進員の特別教育 9月
    - c) 労務衛生推進員の特別教育 11月
    - d) じん肺に関する特別教育 1月
    - e) 震動工具に関する特別教育 3月
  - ロ) 永年勤続優良従業員の表彰を行う 10月
4. 組合各ブロック活動の活性化
- （県東、県西、県南、県北の4ブロックより構成
- イ) 地区ブロック会の活動推進ときめ細かい組合活動の促進を図ること
  - ロ) 研修活動等を通じ、人材育成を図ること
5. 組合員の親睦及び融和

- センター委託事業の推進
- (3) 共同保守管理事業の推進
  - (4) 中小企業団体中央会及び建産連その他上部団体等の開催する消費税対応他各種講習会、研修会に積極的参加ならびに組合青年部の側面的支援
  - (5) 共同購買事業
  - 購買部、事務局扱いその取扱方法、実施要領等を見直しつつ継続
  - (6) 経営、教育情報等いち早く伝達、人材確保の研究と業界活性化に努力
  - (7) 機関誌、埼電工ニュースを発行、業界や上部団体の活動の周知を計る
  - (8) 福祉や厚生事業は例年通り継続する
  - (9) 埼玉県電気工事工業会館の運営  
財産の効果的運営等
  - (10) 社団法人全関東電気工事協会の業務に参加協力
  - (11) (社)埼玉県建設産業団体連合会他の友好団体に協力、当工組の地位の向上を計る
- 重点施策**
- 第一種電気工事士資格取得特別講習を計画どおり実施、有資格者全員の資格取得を完了

## 埼玉県電気工事工業組合

### 事業計画

- (1) 強力な組合基盤確立のため未加入業者の組合加入促進
- (2) 本年は特に第一種電気工事士資格取得のための講習及び技術講習会、県委託事業、試験

## (社)埼玉県空調衛生設備協会

当協会は、近年更に進んだ建築設備の重要性を認識し、時代が要請する施工技術の研鑽、技術者不足の解消、労務賃金の改正、資材価格の見直し及び元請・下請関係合理化等に最善の自

助努力をし、あわせて関係官庁及び団体に從来にも増した力強いご指導とご支援をいただき、山積をしている課題を一つ一つ解決、会員相互が「技術と経営に優れた企業」に成長し、もって、公益法人としての社会的責務を一層果してまいるべく、次の重点事業計画を定めた。

#### 重点事業計画

##### 1. 建築設備の重要性のアピール

空調衛生設備及び電気設備は、人の生命の保全に不可欠な施設である。

今日の生活環境の向上に我々業界が重要な役割を果してきたこと、そして、次世代へ啓蒙し魅力ある業界へ対応している姿を、広く社会にアピールする。

##### 2. 適正な受注活動の推進

近年、更に進んだ建築設備の高度化、近代化のなかで「技術と経営に優れた企業」に資する条件整備と改善に最善の努力を行い、適正な受注ができるよう、積極的に活動を展開する。

##### 3. 施工管理体制の向上

充実した職場環境の向上に努め、常に創造的で高品質、低成本で快適な建築設備を供給すると共に合理的な施工管理体制の確立を図る。

#### (社)日本塗装工業会埼玉県支部

(社)日本塗装工業会埼玉県支部第4条に規定する事業を推進するため、会員各位の協力を得

て次の事項に重点をおいて当面する諸情勢に対応して効率的な業務の運営を図るものとする。

#### 重 点 事 項

1. 構造改善の推進
2. 事業推進と組織の活性化

#### 事 業 項 目

- (1) 定 時 総 会
- (2) 支 部 役 員 会
- (3) 建 産 連 関 係 会 議
- (4) 構 造 改 善 推 進
- (5) 需 要 開 発 促 進 会
- (6) 講 習 会
- (7) 研 修 会
- (8) ボ ラン テ ィ ア 活 動
- (9) 雇 用 改 善 推 進 事 業
- (10) 親 瞳 旅 行

#### 埼玉県建設大工工事業協会

第13期（平成元年度）事業計画を次の通り決定。

埼玉県建設大工工事業協会の社会的、経済的使命を認識し、会員相互の親睦を計ると共に、型枠工事業の近代化ビジョンの達成に研究・協力。

埼玉県唯一の同業者が話合える場として、下記の計画案を検討し、会員全員の協力にて実施します。

1. 七日会——毎月7日（日曜日の場合は前土曜、特殊な月はその前月に検討し決定する）

全会員出席（欠席の場合、代理人）で開催し、業務上の協定促進、情報交換、近代化構想、諸問題の討議を行なう。

2. 関係諸官庁、元請に対する請願及び要請を行なう。
3. 一、二級技能検定試験受験者の講習指導を行なう。  
各種作業主任者、職長等の各免許資格の取得に援助を計る。
4. 技術の革新及び新資材の導入の調査研究を行ない、会員の発展に寄与する。
  - (イ) 中小企業を中心とする経営基礎の研究
  - (ロ) 経営成績向上の研究
  - (ハ) 労働者の諸問題を検討
  - (ニ) 責任施工体制の確立と技術分野の研究
5. 労災上乗保険、資材置場保険（第3者）は本年も続けて実施。
6. 毎月20～25日の間に「七日会」会報便りを送ります。  
七日会で決まった事、協会外の事業、次回の「七日会」の議案等もお知らせします。
7. 新規会員の勧誘・募集。

#### (社)埼玉建築士会

#### 重点施策

1. 建築士の知識、技術の練磨とよりよい建築

## 行政への参加

2. 一級及び二級・木造建築士試験及び指定講習会の実施
3. 会員の開発・啓蒙
1. 建築士の教育と表彰
  - (1) 建築士法第22条第2項による指定講習会の実施
  - (2) 関係法令等の説明会
  - (3) 講演会、講習会、研究会の開催
  - (4) 設計競技等への参加と研究
  - (5) 建築CADの研究と普及
  - (6) 関係機関への要望及び建築功労者の表彰、推薦
2. 委託事業の実施
  - (1) 一級及び二級・木造建築士試験事務
  - (2) 鑑定（建築物）依頼の受託
3. 組織強化と会員の開発
  - (1) 委員会業務の積極的推進と情報の提供
  - (2) 支部活動の啓発と会員の開発
  - (3) 建築士免許証交付式の開催
  - (4) 建築士免許登録者（新規）の電算化
  - (5) 女性建築士活動の啓発
4. 連携と広報
  - (1) 「建築士の日」制定に伴なう啓蒙・建物調査
  - (2) 住いと暮らしを考える建築相談の開催
  - (3) 全国大会及び全国研究会への参加
  - (4) 「女性がつくる21世紀のマイホーム」  
……シンポジウムへの参加
  - (5) 関東甲信越建築士会ブロック会への参加

- (6) 関東甲信越建築士会ブロック会青年協議会研究集会への参加
- (7) 埼玉青年建築士研究集会への参加
- (8) 建築士・建築士埼玉及び季節だよりの発行
- (9) 法令図書及び法令用紙等の作成と頒布
5. 建築行政への協力
  - (1) 「違反建築・違反宅造をなくして住みよいまちづくり」運動への参加
  - (2) 地域文化と建物の景観顕彰制度への参加
  - (3) 建築士試験実施案内業務
  - (4) 建築士登録申請に係わる電算事務
6. 福利厚生
  - (1) スポーツ大会等への助成
  - (2) グループ保険・共済制度への協力
7. 関係団体との協調、研究

## （社）埼玉県建築士事務所協会

1. 会員の増強  
組織の拡充強化を図るために、昨年に引き続き各支部を通じて増強運動を実施する。
2. 建築士事務所指導要綱の制定要望  
建設大臣・知事指定の建築士事務所の管理講習会の受講を義務づけ、建築士事務所の登録、更新との連動、その他指導について規程等を内容とする指導要綱を制定して頂くよう県に対して引き続き要望していく。
3. 建設大臣・知事指定「建築士事務所の管理講習会」の開催

昨年同様4会場において実施する。

4. 建築設備講習会の開催  
講習科目1給排水衛生、ガス設備、2空調設備について実施する。
5. 建築確認申請の実務講習会  
昭和54年に「建築確認申請の手引」を発刊以来10年を経過し、内容に変更を生じているため、県の協力を得ながら改訂版を作成し、講習会を開催する。
6. 業務報酬に関する研究並びに建設省告示第1206号の普及  
建築士事務所の健全なる運営と発展を図るため、引き続き関係機関に強力に働きかける。
7. 建築各部位におけるディテール集の作成  
建築士事務所の技能向上を図るために、第1集「鉄板屋根編」に続き第2集「シート防水編」を作成する。

## （社）埼玉建築設計監理協会

- 協会の目的達成のため、運営組織を定め次の事業を行う。
- ・総務委員会
    - ・総会、定例会、理事会の会議運営の協力
    - ・資料及び議事録の作成、会員増強企画
  - ・財務委員会
    - ・事業費の検討
    - ・予算の検討
    - ・協会の会計一般
  - ・福利厚生委員会

- ・会員の健康と福利厚生についての諸活動
- ・親睦旅行の実施
- ・広報委員会
- ・会誌の発行
- ・県市町村への広報活動
- ・協会のP R
- ・業務委員会
- ・事業保険の研究
- ・設監業法の告示1206号のP R
- ・業務に関する各用紙の研究
- ・技術研修委員会
- ・意匠構造等の技術研修
- ・材料施工の研究
- ・官公庁及び各種団体への協力
- ・賛助会委員会
- ・賛助会員との親睦、研鑽

※本年度は更に会員増強、都市再開発の研究及び建築士法第25条に基づく設計業務等に関する建設省告示第1206号業務報酬額のP Rの推進をする。

※県との懇談会並びに陳情

### (社)埼玉県測量設計業協会

測量業界は、ここ数年来連続公共事業量伸び率ゼロという厳しい状況下にありましたが、最近は国際要因による内需拡大等の関連から公共事業費の大巾増額と、発注機関の手厚いご配慮に支えられて、協会活動の基本である公益法人としての社会的役割をどう担って行くかを念頭

に置くと同時に、協会会員の相互の利益のため、平成元年度は経営基盤確立元年として次の基本方針に加え、各種委員会活動を推進、自助努力を前面に事業活動を展開することにした。

#### 基本方針

平成元年度は経営基盤確立元年として、次の項目達成を強力に推進する。

1. 公益法人として社会公益事業の実施に努める。
2. 技術の多角的研修を進め、会員の技術能力の増進を図る。
3. 官公庁に対し、県内業者（特に協会会員）の育成を要望する。
4. 制度の改善、機械化等により経費の節減を通じて、経営の合理化を図る。
5. 測量法の改正及びこれに準ずる公的措置をふまえて経営対策を講ずる。
6. 新規事業開発等事業量の確保を図るための陳情活動等を展開する。

### (社)埼玉県宅地建物取引業協会

#### 基本方針

##### 1. 流通機構活性化総合対策の推進

- (1) 埼玉レインズ普及の展開
- (2) 専属専任媒介契約制度への対応
- (3) 流通機構P R実施
- (4) 手付金保証・手付金等保管制度の普及

##### 2. 会員営業活性化事業の推進

- (1) 地域不動産フェアの拡大

- (2) 物件情報誌への掲載促進

##### 3. 実務教育研修活動の推進

- (1) 実践的教育研修活動の実施
- (2) 新入会員、従業員等への実務教育

##### 4. 取引主任者法定講習会受講の促進

取引主任者法定講習会受講者へのサービス

##### 5. 会員福利厚生共済事業の検討

会員業者・従業員の生涯設計を考えた福利共済事業の研究、検討

##### 6. 不動産会館建設の検討

不動産会館建設推進計画策定のための検討

以上の基本方針を踏まえ、総務、財務、法務指導、流通センター運営、取引主任者研修センター、広報、厚生、教育研修、綱紀、懲戒、社会福祉の各委員会及び不動産会館建設検討特別委員会の活動を通じ、所掌事業を推進する。

### 埼玉県道路舗装協会

前年度のわが国経済は大勢からみて拡大基調のもとに推移し、設備投資ならびに個人を主とする消費等のいわゆる内需がこれを推進するという状況のもとに進行してまいりました。

こうしたなかにおいて、道路舗装業界におきましては、国、県の公共事業費の伸張等明るい面もありますが、一方当面消費税の新設にかかる問題をはじめ、労働力の確保、産業廃棄物の問題等々当業界をめぐる環境はまだ厳しいものがあると考えられます。

当協会としては、このような状況を充分に認

識し、会員に対する工事の発注、設計単価の問題、協会員の技術水準の向上等大きな関心をもって取り組み、協会事業を積極的に推進しなければならないので、今年度は会員各位のご協力をえながら前年度に引きつづき、次のような各項目の事業活動を行いたいと思います。

#### 1. 補装技術講習会の開催

- (1) 会員の技術者を対象とした講習会
- (2) 会員の技術者、県・市町村等の技術者を対象とした一般講習会（埼玉県土木部後援による）
- 2. 会員の技術者を対象とする舗装現場視察研修会
- 3. 県外道路舗装工事の建設及び舗修状況ならびに他県の舗装協会の調査研究
- 4. 設計、施工技術等に関する諸問題の検討及び積算基準の研究並びに県との協議
- 5. 各種資材単価等の実態調査
- 6. 各地域における舗装工事安全活動の推進
- 7. 会員に対する受注、設計単価の適正化等について関連団体と共同して県土木部はじめ関係機関に対する陳情
- 8. 広報紙の発行および配布
- 9. 各資料の作成および配布

#### (財)埼玉県建築住宅安全協会

前年度事業の実施概要については、「会員だより」に掲載しましたが、長年の懸案であった事務処理のOA化を4月1日から実施しました。

これを完全に軌道に乗せて、定期報告業務が従前にも増して、より一層円滑に処理されるようになることが、本年度の最重点課題であります。

また、定期調(検)査業務の報酬について、基本的には建物の所有者等と調(検)査資格者との相対の問題ではありますが、どの程度の金額が

妥当な範囲内なのか、近県の例を参考しながら研究をしていく予定であります。

なお、元年度通常総会は役員改選の時期にあたり、併せてご審議頂いた結果、表のとおり選任されましたので、宣敷くお願ひいたします。

理 事 長	安 藤 晃	(社)埼 玉 建 築 士 会・名 誉 会 長
副 理 事 長	島 村 治 作	(社)埼 玉 県 建 設 業 協 会・会 長
"	積 田 鉄 治	(社)埼 玉 県 電 業 協 会・会 長
"	松 江 廣 元	(社)埼 玉 建 築 設 計 監 理 協 会・会 長
"	末 山 清	(組)埼 玉 県 電 気 工 事 工 業 組 合・理 事 長
"	岩 堀 徳 太 郎	(社)埼 玉 県 建 築 士 事 務 所 協 会・会 長
"	佐 藤 務	(社)日本エレベータ協会関東支部・埼玉支所長
理 事	小 川 清	(社)埼 玉 建 築 士 会・会 長
"	黒 瀬 寛	(社)埼 玉 県 空 調 衛 生 設 备 協 会・副 会 長
"	木 村 誠 一	(社)全 日 本 建 築 士 会 埼 玉 県 支 部・支 部 長
"	今 泉 康 次	(組)埼 玉 県 管 工 事 工 業 協 同 組 合・理 事 長
"	横 田 充 穂	埼 玉 県 火 災 報 知 機 協 会・会 長
"	大 野 三 郎	埼 玉 県 水 处 理 工 業 会・理 事
監 事	柴 山 淳 一	(社)埼 玉 建 築 士 会・副 会 長
"	清 水 茂 三	(社)埼 玉 県 建 設 業 协 会・相 談 役

2. 技術の向上を図る。
  3. 厚生事業の積極的な実施による会員相互の親睦と結束を図る。
- をふまえて各委員会は事業計画を策定した。
- 広報委員会では
1. 業務案内書、会員名簿を作成し関係機関に

広報活動を実施する。

2. 一括発注についてアンケート調査を実施し、基礎的データを作成するとともに、営業担当者、評議員との懇談会を開催して県内の発注状況の情報収集、意見交換を行い、また現状分析により会員の声を反映させた分離発注等の陳情を重点地区を定めて、反覆実施する。

技術委員会では

1. 知識の吸収と技術の向を図るため、現場見学会と技術懇談会を開催する。
2. 発注機関の技術職員に対して地質調査の認識を深めてもらうため、技術講演会を開催する。

なお当協会もあと2年で創立10周年を迎えるので、本年はそれにあわせて法人化について準備検討していきたい。



### 埼玉県生コンクリート工業組合

“マークを付けた生コン車が走る”

当組合は中小企業近代化促進法により、構造改善計画について通産大臣より承認を受け平成元年度より4年間にわたり次の事業を実施いたします。①品質管理の徹底、②新技術の開発、③設備の近代化、④生産方式、経営方式の適正化、⑤競争の正常化、⑥消費者の利益増進等近代化を進めて行くに当つての対策、検討を進め適宜有効な対策を施して行くこととした。その一連の事業として組合加盟工場出荷生コン

車にシンボルマークを付け生コンを運搬しております。このマークは「品質が良く、安心して使える生コン」であることを表しております。昭和53年より組合員の製造する生コンについて、「組合員相互による品質の確認と品質管理の指導、強化を行い、品質の確保と向上を図る」を目的に発足した「品質管理監査制度」で「日本工業規格」に準じた「立入検査基準」を制定し、これに基づいて組合員工場の品質管理状況を「工場立入検査」によってチェックし指導して来ましたが、本年度より監査を強化し基準に達した工場には“合格証”を発行すると共にその工場が製造した生コンを運搬する運搬車のみマークを装着できることとした。不合格工場、監査を受けない工場はマークを返還することとしました。今後マークを付けた運搬車の工場から製品をお買い上げ下さい。「良い品質、安心生コン」の保証マークです。

### 埼玉県砂利協同組合連合会

5月10日、熊谷市の当連合会事務所会議室において第25回通常総会を開催して、下記のとおり平成元年度事業計画を決めた。

1. 砂利開発に関する対策
2. 砂利類安定価格の維持対策
3. 公害防止対策、砂利災害防止対策の推進
4. 組合のためにする陳情又は交渉
5. 福利厚生に関すること
6. 組合間の連絡の協調

### 埼玉県道路標識標示業協会

5月30日、大宮市のサンパレスにおいて第12回通常総会を開催して、下記のとおり平成元年度事業計画を決定した。

1. 事業量の拡大促進（調査研究）並びに会員優先指名のお願い。
2. 行政機関、関係諸団体との連携強化と協会のP.R.
3. 安全管理の徹底。
4. 道路表示施行技能士の育成と、主任技術者として要件運動
5. 研修会、講演会等の開催。

なお、今後の長期計画として、①道路標識の建て替えの促進 ②道路表示の事業量の拡大 ③安全施設への新規参入——を掲げた。

### (社)全国電話設備協会埼玉県支部

本年度は、会員（賛助会員を含む）の増強、工事担任者制度の確立、情報宣伝活動の充実などを行い、会員並びに協会の地位向上と図ると共に、法改正による保守、工事制度の確立、適正利潤の確保（不公正販売の排除）し、NTTと会員の共存共栄を図るべく、関東本部と協力し、下記の事業を推進したいと考えます。

記

1. 会員組織の強化拡充（賛助会員の加入促進
2. 電気通信事業法見直しについての本部活動協力

## 人事往来

3. NTTとの協調と相互理解の増進
4. 県支部の地位向上と建設業界との情報交換及び親睦
5. 情報宣伝活動の充実
6. 会員への情報周知と親睦
7. 講習・研修会の開催

以 上

所 属 団 体 (社)埼玉県設業協会  
 役 職 名 相談役・常任理事・飯能支部長  
                  〔建設業労働災害防止協会  
                   埼玉県支部支部長〕  
                  〔埼玉県建設業健康保険組合理事長〕

氏 名 坂 本 勤 (70歳)  
 住 所 大宮市桜木町2丁目383番地2号  
 受 し ゆう 区 分 黙五等瑞宝章  
 受 し ゆう 年 月 日 平成元年 4月29日  
 功 績 永年にわたり建築設計監理事業の振興に尽力され公共の福祉の増進に多大の貢献をされた。



氏 名 清 水 茂 三 (72歳)  
 住 所 坂戸市南町12番7号  
 受 し ゆう 区 分 黙五等双光旭日章  
 受 し ゆう 年 月 日 平成元年 4月29日  
 功 績 永年にわたり建設業の振興に尽力するとともに数多くの関係団体の役員として業界の発展と公共の利益増進に貢献された。

所 属 团 体 (社)埼玉県建設業協会  
 役 職 名 常任理事・川越支部長  
                  〔(社)埼玉県建築士事務所協会会长〕



所 属 团 体 (社)埼玉建築士会  
 役 職 名 副会長

氏 名 岩 堀 徳 太 郎 (60歳)  
 住 所 川越市六軒町1丁目3番9号  
 受 し ゆう 区 分 黄綬褒章  
 受 し ゆう 年 月 日 平成元年 4月29日  
 功 績 永年にわたり建設業の振興に尽力するとともに数多くの関係団体の役員として業界の発展と公共の利益増進に貢献された。



## 広報委員会



4月24日、建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開催、①建産連ニュース第40号の発行について②平成元年度事業計画のうち広報委員会事業についてを議題にした。

まず、事務局より建産連ニュース第40号（4月15日発行）に対する経過報告を行ったあと、平成元年度本委員会事業について協議した。事業を協議する前に当委員会に所属する元年度事業予算については、前年度額を下回らない範囲の額とすることとし、当連合会元年度予算に反映することが了承された。

元年度事業については、当面從来実施してきた建産連ニュースの発行（年4回）、小中学校生徒を対象にしたテーマ「埼玉の建設産業」とするポスター・絵画コンクールの実施、及び平成2年のカレンダーの作成及び配布を前年に倣い実施することを決め、その諸準備を進めるこ

とを了承して散会した。

6月12日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開催、①建産連ニュース第41号の編集方針②平成元年度（第11回）ポスター・絵画コンクールの実施についてを議題にした。

建産連ニュース第41号発行（7月15日付）について、編集に当たる記事の項目を提示し、その趣旨説明等を行って意見を求めた。提出項目で一部変更について了承を得、基本的な承認が得られた。

ポスター・絵画コンクールについては、既に応募先小・中学校へ宛応募要領を送付、9月30日を応募締切りとしたことなどを説明し了承を求めた。なお、次回8月23日開会を決めて散会。

## 理 事 会

5月2日の午前11時から建産連会館1階特別会議室において理事会を開催、6月5日開催の平成元年度通常総会に係る会議の次第及び提出議案並びに招待者（来賓）等一連の総会事案を議題とした。

総会提出議案は、①昭和63年度事業報告②昭和63年度一般会計収支決算③昭和63年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支決算④平成元年度事業計画案⑤平成元年度一般会計収支予算案⑥平成元年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支予算案⑦役員の補欠選任——の7議案。



事務局より各議題順に提案の趣旨並びに内容説明を行ったうえ、意見、質疑を受けた。特別原案を修正する等のこともなく、各案をもって総会に付議することを了承した。

役員の補選については、会員団体で行った役員の改選等により、当該団体から送り込まれている当連合会役員の交替を指すもので、当該団体からの推薦者をもって当該役員として選任しようということである。

なお、席上、今秋予定の当連合会設立10周年記念行事に係る分担金等の説明があり、会長より各団体に対し協力要請があった。



## 告知板

### 総務委員会



6月28日、正午から建産連会館1階特別会議室において総務委員会を開催、①当建産連設立10周年記念行事計画②県に対する建議・陳情等の活動③委員会構成（委員の一部交替）を議題とした。

設立10周年記念行事については、式典挙行の日程並びに記念誌発刊に関する執行予算について意見交換を行った。式典は一応10月9日と設定し、式典に伴う式次第等は事務局案をもってすることを了承、また、記念誌の発行については編集委員（総務・広報委員会正・副委員長ほか）を決め、11月中旬を発刊のメドとして作業を進めることが了承された。建議・陳情案の活動は今後会員団体の意向を忖度した上実施に移すこととした。

### 定期刊行物

## 月刊 建設物価

### ●積算・調達・労務管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判／約820頁 定価3,300円(本体3,204円)／テ136円  
※年間購読料33,360円(本体32,400円・税960円)／テサービス  
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

## 月刊 建設統計月報

### ●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判／約200頁 ■定価980円(本体952円)／テ81円  
※年間購読料11,100円(本体10,800円・税300円)／テサービス

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

## 財団法人 建設物価調査会

### 本 部

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)  
電話 (03) 663-8761代 郵便振替 東京1-71833

### 専門図書

## 建設省土木工事積算基準

■B5判／約660頁  
●定価6,695円(本体6,500円)／送料400円

## 土木工事積算基準マニュアル

■B5判／約880頁  
●定価8,240円(本体8,000円)／送料450円

## 建設工事標準歩掛

■B5判／約970頁  
●定価9,850円(本体9,563円)／送料500円

## 土木工事積算標準単価

■B5判／約500頁  
●定価4,280円(本体4,155円)／送料350円

## 建設機械の管理と施工

■B5判／約440頁  
●定価4,944円(本体4,800円)／送料300円

## 土地改良工事の積算と施工

■B5判／約360頁  
●定価3,605円(本体3,500円)／送料300円

## 改訂新版 造園修景工事の積算

(近 刊) ■B5判／約380頁  
●定価4,500円(本体4,369円)／送料350円

### 大阪事務所

〒532 大阪市淀川区宮原3丁目5番24号(第一生命ビル)  
電話 (06) 399-2451代 郵便振替 大阪0-20569

平成元年度  
適 用 公共工事設計労務単価決まる

10職種全国平均伸び率4.3%

—三省協定調査結果—

平成元年度公共工事設計労務単価に反映される公共事業労務費調査結果が、三省連絡協議会によってまとめられ年度初めの4月に建設省を通じて発表された。

この調査は、建設省、運輸省、農林水産省のいわゆる三省協定に基づき毎年10月実施されるものであって、三省所管の直轄事業、補助事業等公共工事に従事する建設労働者の賃金の支払実態を上記の三省以外の省庁（法務、大蔵、文部等）及び全国都道府県、関係公団等が発注した工事のうち、調査対象工事に伴う賃金台帳から調査事項を抽出し全体をまとめたもので、今回は10,925件が対象、131,661人を有効標本数とした。

主要10職種の全国平均伸び率は4.3%で、前回の3.1%を0.8ポイント上回った。

職種別では、型枠工の6.8%を最高に、鉄筋工5.9%、左官5.2%、大工4.7%、特殊作業員4.5%など6職種が4%台を超えた（別表、全国平均表参照）。

首都圏を中心に昨年来人手不足から賃金の異状な高騰が関係業者間で問題視されたことを背景に、今回の調査では、特に東京、神奈川で型枠工を建築と土木に分けて集計した。その結果、神奈川の建築型枠工が20.8%、東京が14.8%と高い伸びを示し、土木型枠工との間にかなりの差違を生じている実態が明かにされた。

本県の状況を見ると、特殊作業員、特殊運転手主な都県別主要10職種調査額（63年10月）

全国主要10職種別労務費（平均）

（単位：円、%）

職 種	前回調査額 (日額) a (61.10)	今回調査額 (日額) b (63.10)	伸び率 (a/b)
特殊作業員	12,375	12,935	104.5
普通作業員	9,634	10,016	104.0
軽作業員	7,022	7,253	103.3
とび工	12,625	12,920	102.3
鉄筋工	11,983	12,691	105.9
運転手 (特殊)	13,370	13,837	103.5
運転手 (一般)	11,881	12,256	103.2
型枠工	12,924	13,809	106.8
大工	13,153	13,768	104.7
左官	12,559	13,210	105.2

（注）1. 各職種毎の数値は全国の算術平均である。

2. 調査額にはボーナス分も含まれている。

（8時間当たり） 単位：円

	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工	特殊運転手	一般運転手	型枠工	大工	左官
茨城	11,707	9,088	6,765	13,144	14,056	11,912	11,112	13,827	13,658	13,651
栃木	12,788	10,167	7,912	13,045	14,641	13,727	12,929	15,643	14,500	14,119
群馬	12,437	* 9,686	8,839	12,035	12,690	12,813	11,861	13,277	—	11,584
埼玉	13,114	10,252	7,432	13,797	13,431	14,502	12,713	15,047	15,618	15,677
（前回）	11,471	9,719	7,408	12,919	13,144	13,285	11,802	14,118	14,998	14,568
千葉	11,672	9,768	6,921	13,915	14,177	12,743	10,852	15,699	18,547	15,387
東京	11,813	10,177	7,826	14,489	14,279	13,743	12,664	16,958	14,527	16,935
神奈川	12,941	10,440	9,782	13,905	14,450	14,137	11,891	16,958	15,474	16,099
新潟	12,222	9,417	6,803	11,094	12,134	12,902	11,684	12,530	12,032	11,519
山梨	14,368	10,911	8,136	13,352	12,600	15,871	13,840	14,509	17,087	15,567

手は全国平均伸び率に比べ突出している反面、型枠工、鉄筋工、大工、軽作業員はいずれも下回っているのに注目される。この間の事情は、対象10職種の関東圏都県の調査結果を別表に掲げたので比較対象されたい。

調査結果を見る限り、一部の職種を除き実勢と符合しないことに大方が釈然としないものを感じとられることと思う。

建設省においても、首都圏を中心とした型枠工、鉄筋工の数値の低いこと（実勢に比べ）を認めており、その対応に柔軟な考えを示し、それら単価とは別に経費率の見直しについて検討を行う考えである。なお、賃金台帳そのものに問題があることも考え、同省は賃金台帳の適正な作成について業界向けのキャンペーンを行うことも検討されていることが伝っている。（W）



## 平成元年度公共事業等施行計画

上半期契約目途70%・2,147億円を消化へ

埼玉県一

県は、6月5日に平成元年度における公共事業等の施行計画を発表した。それによると今年度は、上半期における計画目途率（進捗率）で70.0%、目途額（契約予定額）で約2,149億円とした。昨年度は、実施率64.4%、実施額約1,715億円で、昨年度の実施額と今年度の目途額を比較すると、約433億円の増となっている。

なお、県は今年度の事業執行に対する考え方として、「経済が持続的な安定拡大基調で推移していることから、上半期においては景気の動向に応じ機動的、弾力的な運用を図ることとし、特に年度当初から切れ目のない執行を図るとともに、工事が年度末に集中することのないよう、執行の平準化に配慮した」としている。

上半期の執行目途で、会計別、費目別では別表のとおりであるが、うち工事費等（調査；測量等を含む）の予算額は2,168億3,824万5千円で、上半期執行目途額は1,611億192万3千円の74.3%を契約目途率としている。

以下、この工事費ベースで見た上半期における事業別執行計画目途を列記することにした。  
(単位：百万円、カッコ内は進捗率；%)。

### 普通会計

《補助事業》

▷道路・橋梁 = 10,764 (73.5) ▷河川 = 9,771 (69.6) ▷ダム；砂防 = 4,574 (63.5)  
▷街路 = 3,785 (65.4) ▷公園 = 786 (53.6)  
▷住宅 = 6,057 (71.0) ▷林道 = 1,378 (88.9)  
▷沿山 = 1,668 (90.1) ▷農業基盤 = 7,618 (72.6) ▷公立文教施設等 = 911 (49.3)  
▷警察施設 = 1,694 (63.5) ▷社会福祉施設 = 1,240 (20.1) ▷災害復旧 = 80 (100.0)  
▷その他 = 4,067 (88.4) ▶補助事業計 = 54,397 (67.2)

### 《県単事業》

▷道路・橋梁 = 17,401 (73.3) ▷河川 = 5,066 (75.5) ▷ダム；砂防 = 1,027 (75.5)  
▷街路 = 2,805 (59.4) ▷公園 = 4,870 (65.7)  
▷住宅 = 18 (1.7) ▷林道 = 728 (98.8) ▷沿山 = 125 (57.8) ▷農業基盤 = 629 (90.4)  
▷公立文教施設等 = 4,142 (59.6) ▷警察施設 = 3,924 (73.8) ▷社会福祉施設 = 238 (23.8) ▷災害復旧 = 20 (100.0) ▷その他 = 15,599 (88.9) ▶県単事業計 = 56,598 (73.2) ●普通会計合計 = 110,996 (70.1)

### 企業会計

《補助事業》

▷下水道 = 29,646 (92.4) ▷工業用水道事

業 = 140 (100.0) ▷ 工業用水供給事業 = 13,944 (98.0) ▷ その他 = 0 (0) ▷ 補助事業 = 43,731 (94.1)

《県単事業》

▷ 下水道 = 777 (80.3) ▷ その他（宅地造

成事業等) = 5,596 (50.2) ▷ 県単事業計 = 6,374 (52.6) ● 企業会計合計 = 50,105 (85.5)

● 総合計 = 161,101 (74.3)

## 平成元年度市町村普通会計当初予算概況

普通建設事業費合計3,477億円 (対前年度比  
8.6% 増)

### 〈県地方課まとめ〉

県総務部地方課は、5月15日に平成元年度の市町村普通会計当初予算の概況を発表した。それによると、県内92市町村を合わせた予算規模は1兆1,861億8,000万円で、対前年度増加率は歳入5.1%増、歳出5.0%増となっている。なお、暫定予算を編成した3団体（川越市、新座市、上福岡市）の予算額を除いた本予算ベースでは、8.6%増で、前年に引き続いて高い増加率となっている。

本年度予算の特徴は、普通建設事業費が、前年度大幅に増加した国庫補助事業は減少したものの、単独事業費の大幅な増加により、引き続いて高い増加率となっている（8.6%増）。

歳出面に表われた投資的経費は、3,478億7,492万4,000円（構成比29.4%）で、前年度に比べ275億5,010万8,000円の増（8.6%）である。そのうち、普通建設事業費は、3,477億2,777万4,000円で、前年度に比べ276億449万6,000円（8.6%）の増。災害復旧費は、1億2,221万4,000円（川越市、東松山市、吉見町、寄居町、名栗村ほか38市町村が計上）で、前年度に比べ5,228万2,000円の減（30%）、失業対策事業費は、2,493万6,000円（大宮市の

み計上）で、前年度に比べ210万6,000円（7.8%）の減などとなっている。

普通建設事業費の内訳では、国庫補助事業費が887億9,100万円で、前年度に比べ94億7,300万円（9.6%）減少しているものの、単独事業費が2,501億3,400万円（16.6%）増加している。普通建設事業で単独事業費が増加している要因は、公園；区画整理などの都市計画事業、教育研究施設及び消防施設等の建設事業が増加しているためである。

4月1日から施行の消費税の対応については、歳出予算に対する影響額を当初予算に計上したのは62市町村で、上乗せ計上されたのは普通建設事業を中心として73億8,700万円である。

本年度予算で増加率の大きい団体は、和光市18.7%（清掃センター建設）、与野市17.8%（市街地再開発）、三郷市16%（総合体育館建設）、白岡町48.1%（中学校建設）、鶴ヶ島町39.1%（庁舎建設）、鳩山町37.5%（市民体育館建設）などが主なもの。



## 平成元年度経営事項審査に伴う経営状況分析申請について

当社が全面的に協力、実施しております標記について、下記のとおり行っていますのでお知らせいたします。

**1. 経営状況分析申請のため提出していただく書類、提出部数は次のとおりです。**

- (1) 経営状況分析申請書（1部）
- (2) 審査基準日直前1年度分の財務諸表（1部）

注) (1) 平成元年4月1日以降の決算に係る財務諸表は、消費税の処理が「税抜経理」により作成されたものに限られますのでご注意下さい。

(2) 決算期の変更等により決算の期間が1年に満たない場合には、提出する財務諸表の前の営業年度に係る財務諸表も併せて提出して下さい。

- (3) 兼業売上原価報告書（1部）

注) 兼業がある場合のみ必要です。

- (4) 職員数（1部）

- (5) 申請時の建設業許可通知書の写（1部）

- (6) 手数料払込受付証明書（1部）<14,400円>

**2. 経営状況分析申請変更届出書**

提出した経営状況分析申請書記載の商号・名称、代表者、住所等に変更があった場合は、

**東日本建設業保証(株)埼玉営業所**

10月末日までに経営状況分析申請変更届出書を当支部に提出して下さい。用紙は、用紙販売所又は当支部にあります。

**3. 経営状況分析申請の受付について**

経営状況分析の申請書類の郵送期限等は次のとおりです。

- (1) 受付期間は、平成元年6月15日から平成2年1月16日までです。
- (2) 経営事項審査申請の際「経営状況分析終了通知書」の提示が必要です。この通知書の発行まで申請提出から二週間程度要しますので、申請書の郵送は、平成元年12月20日までに行って下さい。

注) 郵送は、申請書提出用封筒を利用して簡易書留郵便でお願いします。

**4. 分析終了通知**

- (1) 経営状況分析を終了したときは、「経営状況分析終了通知書」を「簡易書留郵便」で送付します。
- (2) 本通知書は、経営事項審査の際に、提示の必要がありますので大切に保管して下さい。

**5. 問い合せ先**

〒336 浦和市鹿手袋597番地  
埼玉建産連会館内

財団法人 建設業情報管理センター

埼玉県支部

(TEL.048-837-2725)

**建設業緊急死亡災害絶滅運動実施中**

期間 6月19日～8月10日

**建災防・埼玉県支部**

**“スローガン”**

なくそう 死亡災害  
進めよう 職場の安全！

**趣 旨**

労働災害は、本来あってはならないということを再確認し、強い決意のもとに労働災害防止対策の徹底を図って行くこととする。

**《重大災害》**

- 墜落・転落災害の防止
- 建設機械・クレーン等災害の防止
- 倒壊、崩壊災害の防止

**<期間中事業者が実施する事項>**

- 本社と現場が一体となった管理体制の充実（責任と権限を明確にする）
- 就業制限業務、作業主任者選出すべき業務における有資格者の充足
- 安全施工サイクル運動の実施（毎作業日、安全作業指示、作業指揮者の直接指揮）
- 作業手順の遵守

- ・機械及び設備の点検整備
  - ・作業間の連絡調整
  - ・現場パトロールの実施と改善指示の確認
- 〈現場安全点検の着眼点〉

### 墜落災害の防止

1. 作業床の端、開口部等に囲い、手すり、覆い等は設けてあるか
2. 墜落のおそれのある所での作業は、安全帯を使用しているか
3. はしご、脚立等の滑動、動搖の防止はしてあるか
4. 弱い材料で葺かれた屋根の踏み抜き防止はしてあるか
5. 木造建築物の足場には、作業床が設けてあるか、また、軒先より高い位置に布が設けられているか

### 倒壊災害の防止

1. 型わく支保工の組立は、組立図によってしているか
2. 足場や型わく支保工には、壁つなぎ、水平つなぎ等が設けてあるか
3. 仮設物の材料には、著しい損傷、腐食、変形しているものはないか
4. 建築物の鉄骨、橋梁の上部構造、足場、型わく支保工の組立等は、作業主任者の直接指揮でしているか
5. コンクリートよう壁等の付近での掘削作業は倒壊防止の措置をしているか

### 土砂崩壊災害の防止

1. 掘削作業は、地山の形状・性質・埋設物の状況等に基づいて作成した作業計画によってしているか
2. 掘削作業は、安全勾配で行っているか
3. 点検者を指名して、作業箇所と周辺の地山の点検をしているか
4. 崩壊の危険があるところは、土止め支保工、落石防止柵等を設け、関係作業者以外の立入りを禁止しているか
5. 土止め支保工の組立等の作業は、作業主任者の直接指揮でしているか

### 建設用機械災害の防止

1. 運転は、技能講習を修了した者等それに応じて一定の資格を有する者がしているか
2. 可動範囲内には、労働者の立入りを禁止しているか
3. 軟弱な路肩等では、誘導者によって誘導されているか
4. 主たる用途以外の用途に使用していないか
5. 道板や盛土による積卸しは平たんで堅固な場所で行っているか

### クレーン等災害の防止

1. 荷の直下への立入りを禁止しているか、また、関係者以外の者の作業半径内への立入禁止をしているか
2. 安全装置の機能を殺していないか

3. 運転は有資格者がしているか、または指名されているか
4. 移動式クレーンは、アウトリガを張り出して作業しているか
5. 玉掛け作業は、有資格者によって玉掛け用具の選定と点検をし、適確にしているか

### 県関係部局長との懇談会 陳情に伴う県側の見解を聞く

(社)埼玉県測量設計業協会

当協会は、5月10日（水）、浦和市の埼玉建産連会館1階特別会議室において、県関係部局との懇談会を開いた。県側から宮田浩邁土木部長、中村泰明住宅都市部長、野中健農林部次長及び山本茂夫耕地課長の各部首脳、県企業局からは下崎忠一郎公営企業管理者が出席。

協会側からは正副会長並びに理事、監事等の役員のほか当協会顧問野口、斎藤両県議が同席した。話題は、当協会が昨年の暮に行った畠知事への陳情

1. 協会員の優先指名
2. 年間発注の平準化、端境期対策
3. 公共事業予算の増額
4. 道路台帳補正業務の適正な歩掛
5. 地下埋設物調査費の予算化
6. 設計業務の会員指名

この6項に対する県側の対応と、県の平成元年度当初予算に伴う関係事業の説明が中心で、最後に要望を交えて意見交換を行った。知事陳

情に対する県側の見解は、「趣旨に添い打つ手は打っている」としたうえ、地下埋設物調査費の予算化の問題は、まず事業化の方向づけが先決で、機会を捉えて研究を進めることにしている。積算歩掛りの問題は、是正を前提に目下検討中であることが明かにされた。会員優先指名については、一様に理解が示されたものの、受注対象が公共事業であるということをまず念頭に置き、各自の企業努力が自ら解決に導くものと理解して欲しい—など、いずれも前向きの考え方が示された。

## 第一種電気工事士資格認定講習会について（お知らせ）

(社)埼玉県電業協会

平素は協会運営業務にご協力を賜わりまして心からお礼申し上げます。

さて昨年電気事業法の改正に伴ない、従来の電気工事士の免状はそのままにしておくと第二種免状となり取扱い作業に大きな制限を受けることとなり今年初頭より繰返し認定講習会を実施しておりますが協会主催の講習会は今年度分はすべて申込みを〆切ました。

これから来年の八月までに受講資格が到来する方或は忘れたり都合で受講できなかった方々のために平成二年六月頃最後の認定講習会を開講する予定です。その際は必ず忘れない様に受講して下さい。

なお受講申込期限は講習開催日の三ヶ月前

(六月講習の場合三月末が申込期限と考えて、最後のチャンスをお忘れないようお願いいたします。)

## 一級造園施工管理技術検定受験対策講習会の開催

(社)埼玉県造園業協会

当協会では、建設業法の改正に伴ない技術評価の重視に備えて、一級造園施工管理技術資格者の確保、造園業界の技術のレベルアップを期して下記要領で講習会を開催することとなった。

### 平成元年度

#### 1級造園施工管理技術検定受験対策講習会開催要領

##### 1. 講習日程

月 日	時 間	講 習 内 容
7 / 1 (土)	AM 9 : 00～12 : 00	第1編 施工管理 土の内容、造園の発達と様式
	PM 1 : 00～4 : 00	第4編 植栽、植物生理
7 / 2 (日)	AM 9 : 00～12 : 00	第3編 造園材料全般
	PM 1 : 00～4 : 00	第3編 造園材料、植物全般

月 日	時 間	講 習 内 容
7 / 15 (土)	AM 9 : 00～12 : 00	第4編 植栽全般 第5編 造園施設全般
	PM 1 : 00～4 : 00	第4編 植栽、土壤、肥料、農薬病虫害関係
7 / 22 (土)	AM 9 : 00～12 : 00	第7編 施工全般
	PM 1 : 00～4 : 00	第7編 施工、土木、コンクリート関係
7 / 29 (土)	AM 9 : 00～12 : 00	第7編 施工、施工管理
	PM 1 : 00～4 : 00	第7編 施工、ネットワーク
7 / 30 (日)	AM 9 : 00～12 : 00	第7編 施工、品質管理
	PM 1 : 00～4 : 00	第6編 測量、全般
8 / 4 (金)	AM 9 : 00～12 : 00	第8編 造園管理、全般 第9編 設計図書、全般
	PM 1 : 00～4 : 00	第10編 法規、全般
8 / 5 (土)	予 備 日	

2. 場 所 県営大宮第二公園緑の相談所  
大宮市寿能町 2-405  
☎ 048-645-9605

3. 受講者 埼造協会員又は、会員の職員で平成元年度1級造園施工管理技術検定試験受験者
4. 受講料 1人 20,000円（テキスト代を含む）
- 9月9日(土)～10日(日) 200名  
 9月29日(金)～30日(土) 200名  
 場所 大宮市宮原町1-39  
 埼玉県電気工事工業会館  
 10月以降、平成2年8月迄は毎月2回実施予定。

### 特別講習実施のお知らせ

#### 埼玉県電気工事工業組合

第一種電気工事士特別講習実施日	
7月29日(土)～30日(日)	200名
8月5日(土)～30日(日)	200名
8月26日(土)～27日(日)	200名
9月2日(土)～3日(日)	200名

講習会名	日 時	講 師	会 場
特殊建築物定期報告実務要領講習会	平成元年2月21日(火) 13時～17時	埼玉県建築指導課 防災指導係係長 村山憲二郎	建産連 福祉セ ンター 第一 会議室
建築設備定期報告実務要領講習会	平成元年2月28日(火) 9時～17時	埼玉県設備設計協会 会長 金子 正喜	
昇降機等定期報告実務要領講習会	平成元年2月22日(水) 13時～17時	埼玉県建築指導課 防災指導係主任 坂入 広	

### 3) OA化による電算機の導入

毎年10%以上のペースで増加している定期報告書の事務処理効率化を図るために検討を進めていたOA化について、昨年8月の理事会で最終

承認を頂きました。その後、プログラム設計を業者に依頼すると共に、具体化に向けて諸般の準備を進め、4月から本格稼動をしています。

### 平成元年度定時総会開催 (社)全国電話設備協会埼玉県支部

当協会は、去る5月26日、大宮市内のラフォーレ清水園に於て平成元年度定時総会を開催致しました。

総会では、昭和63年度事業報告、収支決算報告、監査報告及び平成元年度事業計画、収支予算案並びに支部規約の改正が審議されました。また席上横田県支部長より会員並びに県支部の地位の向上と共存共栄のもとに諸事業の推進を図りたいとのあいさつがあった。

また本総会には関東支部より佐々木茂則支部長、小林寿一専務局長等が出席され、関東支部の現況等につき説明がありました。

懇親会には、NTTより別所義雄埼玉支部長板山勝寿大宮支店長、加藤茂熊谷支部営業部長石田健三浦和支店営業課長等多数の幹部が出席され、NTTの現況等が紹介されました。更に賛助会員であるメーカー3社岩崎通信機・埼玉営業所佐藤正文所長、沖電気工業・埼玉支店三谷見郎支店長、埼玉ナショナル特機・岡野玄取締役営業本部長の出席もあり、盛会裡に散会した。

## 協議会の発展的解散

### 待望の社団法人設立許可間近か！

任意団体として昭和56年6月に、6県の建産連を会員に擁して設立した全国建設産業団体連絡協議会は、その発足から8年目にしてようやく念願の社団法人全国建設産業団体連合会に生まれ代ることとなった。この全国建産連の活動状況は、断辺的ではあったが過去の建産連ニュースで号を追ってお知らせしてきたが、この組織体の社会的信用を高め、また政治的発言力を強化するためには、なんとしても社団法人化を図ることが念願であった。

#### ○ 協議会の発展的解散を議決

全国建設産業連絡協議会の平成元年度通常総会は、平成元年6月7日午後2時から、東京・霞ヶ関ビル33階東海大学校友会館で会員団体30府県建産連の関係者のはか建設省から鈴木官房審議官等の多数の来賓を迎えて盛大に開催された。

総会は、斎藤協議会会长(埼玉建産連会長)の冒頭挨拶、建設省の鈴木官房審議官による来賓挨拶の後、斎藤協議会会长を議長として議事に入り、まず昭和63年度事業報告及び同年度収支決算の両議案を上程、いづれも原案のとおり議決承認し、引き続き平成元年度事業

計画及び同年度収支予算の両案を上程、これも原案のとおり議決決定してよいよ焦眉の協議会解散並びに残余財産処分を目的とする議案が上程された。これは從来進めてきた社団法人化の諸準備が建設省の内意を得たことによって具体化に踏切ったもので、議案の内容は「このたび社団法人全国建設産業団体連合会設立のため協議会を発展的に解散する。これに伴い経費精算の結果生じた残余財産(9,102千円)は、社団法人全国建設産業団体連合会の設立許可があったとき、これを寄付する」というものであり、勿論出席者全員に異論はなく、満場の拍手をもってこれを議決。8年間の協議会に終止符を打って議事は目出度く閉じられた。

#### ○ 社団法人設立総会の開催

社団法人全国建設産業団体連合会設立総会は、解散により閉幕となった協議会の通常総会会場において、約20分の休憩ののち、設立総会と大書した吊看板に掛換え、出席者も同じく開会された。

議長には設立発起人代表者である斎藤前協

議会会长を選び、まずは法人設立に必要不可欠な設立趣意書、定款を皮切りに議事は運ばれた。設立趣意書の中特に趣意的部分を見ると、「元請、下請関係の合理化等從来の業種別団体において解決し得ない業種間問題の解決が不可欠であるため、各府県建産連の結集、指導調整を担う役割が高まっている。

そこで建設産業を構成する各業種間にまたがる様々な問題を解決しつつ、建設産業全体の近代化、合理化を実現し、また各業種間の意見の連絡調整、情報提供、国民の理解を得るために広報活動等を行い、建設産業の果たしている社会的役割の正当な評価を獲得し、もって建設産業の健全な発展と公共の福祉の増進に寄与するために一層強力な事業運営を企画する必要がある」との理念が唱われており、また定款の目的には「本連合会は、建設業及びこれに関連する産業に属する業者が組織する各都道府県建産連を結集し、建設産業における各業種間の緊密な協力関係を確立するとともに、建設産業全体の健全な発展及び社会的地位の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを掲げ、この目的達成のため、

- (1) 建設産業の経営の合理化及び近代化に関する調査研究、指導及び奨励
- (2) 建設産業に関する情報の収集及び提供
- (3) 建設産業に関する啓蒙及び宣伝
- (4) 前各号に関連する業務の受託
- (5) 関係行政機関等に対する建議及び協力

(6) その他目的達成のために必要な事業の各事業を行うことを挙げている。

以上の両議案は提案理由説明が終るやいなや満場の拍手によって原案どおり議決決定引き続き、前身団体である協議会からの寄付財産の受入れ、会費の賦課及び徴収、平成元年度、同2年度事業計画及び収支予算の各案が逐次上程され、いずれも全員異議なく原案のとおり可決決定をみた。

次いで設立代表者及び役員選任の議案については、過去の経緯から設立代表者には斎藤前協議会会长を、また新理事には望月岩手建産連会長ほか16名を、監事には武藤（茨城）及び秋山（香川）の両建産連会長を選任し、さらに理事の互選により新会長には前身の協議会に引き続き斎藤埼玉建産連会長を、副会長にはこれも同様に姫野（徳島）河津（静岡）前川（福井）小崎（京都）望月（岩手）松尾（佐賀）の各府県建産連会長を選ぶとともに専務理事には前身協議会の事務局長であった石井氏が選ばれた。

最後に設立許可申請を設立代表者に委任する議案を満場一致で可決、議事は滞りなく終了した。

また、設立総会終了後の午後4時30分から会場を別に移して催された懇親パーティには多数の参議院議員や関係団体代表者が参加され、終始和やかに新法人の前途を祝って歓談が続いた。

○ 意欲的な新事業への期待

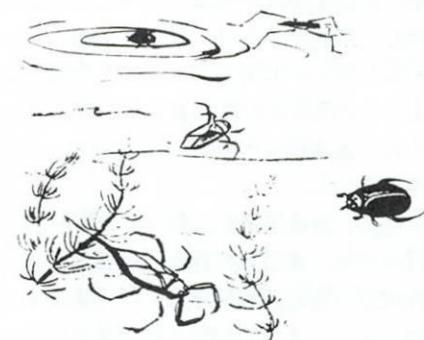
以上のように、永年の念願が叶って全国建産連は社団法人として再スタートを切ることとなった。建設大臣の社団法人設立許可も遠からず交付される見込みである。

この新生全国建産連の平成元年度事業計画の中から目ぼしい事業を拾ってみると、

まず、その1つは元請、下請構造改善の推進であり、またその2つ目は地域建設産業活性化モデル事業の推進である。

前者は建設省が策定した建設業構造改善事業の一翼を担い、元請、下請関係の諸問題を自主的に話し合い、その合理的な基準、ルール等を協議するため、地方建産連に協議会を設置し、また全国建産連に元請、下請構造改善推進委員会を設けようとするものであり、後者は建設現場の改善や建設従事者の福祉の向上等を図ることに着目し、地域に即した活性化モデル事業を進めるための地域建設業活性化モデル事業検討委員会を設けようとするものである。

これらは正に建産連なればこそその事業であり、その適切かつ果敢な展開が大いに期待されるところである。



- 4月3日 (財)暴力追放・薬物乱用防止センター設立発起人会に斎藤会長出席。
- 4月6日 異動後の県庁新任幹部職員に斎藤会長挨拶回り。  
「法人税課税猶予に関する上申書」を提出のため加藤常務理事が浦和税務署を訪問。
- 4月10日 浦和税務署法人源泉第二部門浅井統括調査官、宮沢調査官来所。長島専務理事、加藤常務理事、榎本所長、森係長対応。鈴木公認会計士同席。
- 4月11日 埼玉県緑化推進協議会に加藤常務理事が出席。
- 4月13日 浦和税務署宮沢氏が来所。
- 4月16日 当連合会評議員故三鬼豊太郎氏葬儀に斎藤会長出席。
- 4月24日 **広報委員会**  
建産連ニュース第40号の発行、平成元年度事業の基本的構想等について協議。  
**監事による監査**  
昭和63年度事業、収支決算及び財産管理について監事による監査を執行。
- 5月1日 「会計監理等に関する基本方針（案）」を説明のため加藤常務理事が浦和税務署を訪問。
- 5月2日 **理 事 会**  
平成元年度通常総会次第、総会付議事項、総会招待者等について協議。  
(財)暴力追放・薬物乱用防止センター設立総会に斎藤会長出席。
- 5月8日 「会計管理等に関する基本方針（案）」に基づく新たな会計制度のもとで総会に臨む旨説明のため加藤常務理事が浦和税務署を訪問。
- 5月13日 当連合会評議員故真下奉規氏葬儀に斎藤会長出席。
- 5月15日 (社)埼玉県建築士事務所協会通常総会に斎藤会長出席。
- 5月16日 全国建設産業団体連絡協議会総会付議事項等についての打合せに加藤常務理事出席。
- 5月19日 (社)埼玉県宅地建物取引業協会通常総会に長島専務理事出席。  
(社)埼玉県測量設計業協会通常総会に長島専務理事、加藤常務理事出席。
- 5月23日 埼玉県総合建設業協同組合通常総会に斎藤会長出席。  
建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会に斎藤会長出席。  
埼玉県電気工事工業組合通常総会に長島専務理事出席。
- 5月24日 全国建設産業団体連絡協議会正副会長会議  
斎藤会長、加藤常務理事出席。  
(社)埼玉県電業協会通常総会に長島専務理事出席。
- 5月26日 (社)埼玉建築士会通常総会に加藤常務理事出席。
- 5月31日 平成元年度通常総会出席方要請について建設省建設経済局建設課を加藤常務理事が訪問。  
全国建設産業団体連絡協議会平成元年度通常総会、法人設立総会準備等についての打合せに加藤常務理事出席。
- 6月 5日 **通常総会**  
平成元年度第10回通常総会を建産連会館センター2階第1会議室において開催し、昭和63年度事業報告、一般・特別両会計収支決算並びに平成元年度事業計画、一般・特別両会計収支予算、役員補欠選任の承認議決を行った。
- 6月 7日 **全国建設産業団体連絡協議会通常総会**  
東京霞ヶ関ビル東海大学校友会館において平成元年度通常総会が開催され、昭和63年度事業報告、収支決算、平成元年度事業計画、収支予算、協議会の解散・残余財産処分について審議し、いずれも承認議決された。
- 社団法人全国建設産業団体連合会設立総会  
東京霞ヶ関ビル東海大学校友会館において設立総会が開催され、設立趣意書、定款、寄附財産の受入れ、会費の賦課・徵收

平成元年度・2年度事業計画、収支予算、設立代表者・役員の選任、設立許可申請事務の委任等について審議し、いずれも承認議決された。

- 6月8日 全国建設産業団体連絡協議会において実施される元請・下請協議会設立等準備調査業務についての会議に加藤常務理事出席。

○6月12日 **広報委員会**

建産連ニュース第41号の編集案、ポスター・絵画コンクール等について協議。

- 6月22日 平成元年度通常総会結果を説明のため加藤常務理事が浦和税務署を訪問。

- 6月26日 社団法人全国建設産業団体連合会の設立認可申請準備、平成元年度事業実施等について建設省、全国建産連事務局等との打合せに加藤常務理事出席。

**建設業経営講習会**

「社員基礎研修講座」

(社)埼玉県建設業協会ならびに東日本建設業保証(株)埼玉営業所と共催

後援 埼玉県

於 建産連会館センター3階大ホール 受講者 180名

講師 伸日本コンサルタント(株)

指導部長 毛利 猛先生

○6月28日 **総務委員会**

建産連設立10周年記念行事計画等について協議。

- 7月1日 (社)埼玉建築士会主催の「建築士の日」講演会  
後援 埼玉県・(社)埼玉県建築士事務所協会・(社)埼玉建築設計監理協会・(社)埼玉県建設業協会等

講師 埼玉県知事 畑 和

登山家 田部井 淳子

- 7月12日 埼玉県優秀工事表彰式に斎藤会長出席。



# 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順序不同)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村治作	浦和市大字鹿手袋597	336	048 861-5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	浦和市大字鹿手袋597	336	048 861-9971
(社)埼玉県電業協会	会長 積田鉄治	"	"	048 864-0385	埼玉県コンクリート製品 協同組合	理事長 小林省吾	上尾市本町1-5-20	362	048 773-8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本孔志	"	"	048 864-6921	埼玉県コンクリート圧送 事業協同組合	理事長 野口勇雄	浦和市大字鹿手袋597	336	048 866-4311
東日本建設業保証㈱ 埼玉営業所	所長 鈴木武信	"	"	048 861-8885	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺健市	"	"	048 866-1775	埼玉県下水道施設 維持管理協会	会長 沢田広	大宮市三橋2-402	330	048 644-7417
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山清	大宮市宮原町1-39	330	048 663-0242	埼玉県道路標識標示業協会	会長 深井進	上尾市上野57-1	362	048 781-2590
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉康次	与野市下落合 4-14-11	338	048 855-4111	(財)埼玉県建築住宅 安全協会	理事長 安藤晃	浦和市大字鹿手袋597	336	048 865-0391
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 榎本義男	浦和市大字鹿手袋597	336	048 866-4381	埼玉県内装仕上工事業 協同組合	理事長 神保吉良	戸田市喜沢1-18-7	335	0484 41-4331
埼玉県建設大工工事業協会	会長 後藤喜平	"	"	048 862-9258	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 神戸清二	浦和市大字鹿手袋597	336	048 864-2811
(社)埼玉建築土会	会長 小川清	"	"	048 861-8221	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	048 864-9731
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	048 864-9313	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤裕	"	"	048 866-4331
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	048 861-2304	(社)全国電話設備協会 埼玉県支部	支部長 横田充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048 642-5771
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	048 866-1773	埼玉県地質調査業協会	会長 田貝博	浦和市別所3-32-1	336	048 862-8221
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会長 滝沢豊	"	"	048 866-4061	埼玉県生コンクリート 工業組合	理事長 田中瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048 885-8621
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 清水茂三	"	"	048 862-2542	埼玉県外構施設業協会	会長 清水義夫	熊谷市問屋町4-3-2	360	0485 25-2111

## **建産連ニュース 第41号**

平成元年 7月15日印刷発行

編集社団  
発行法人 埼玉県建設産業団体連合会

郵便番号 336  
浦和市鹿手袋597番地  
電話 (048) 866-4301

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月